

第3期中期目標期間

業務実績報告書

自 平成26年4月1日

至 平成30年3月31日

日本司法支援センター



I	はじめに	1
II	日本司法支援センターの概要	2
	1 業務の内容	2
	(1) 本来業務（総合法律支援法第 30 条第 1 項）	2
	ア 情報提供業務	2
	イ 民事法律扶助業務	2
	ウ 国選弁護等関連業務	2
	エ 司法過疎対策業務	2
	オ 犯罪被害者支援業務	3
	カ 被害者参加旅費等支給業務	3
	(2) 受託業務（総合法律支援法第 30 条第 2 項）	3
	(3) 東日本大震災法律援助事業（震災特例法第 3 条第 1 項）	3
	2 法人の組織	4
	3 法人の沿革	5
	4 根拠法	5
	5 主務大臣	5
	6 資本金	5
	7 役員 の 状 況	5
	8 職員 の 状 況	5
III	中期目標の期間	5
IV	第 3 期中期目標・中期計画期間における業務実績	6
	1 総合法律支援の充実のための措置に関する目標を達成するためとるべき措置	6
	(1) 業務運営の基本的姿勢等	6
	(2) 組織の基盤整備等	12
	(3) 組織の適正性堅持	23
	(4) 関係機関等との連携強化	29
	(5) 報酬・費用の立替・算定基準	32
	(6) 自然災害等に関するリスクへの対応の構築	33

2	業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 .....	34
(1)	支援センターの業務全般に関する効率化 .....	34
(2)	事業の効率化 .....	39
3	提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 .....	46
(1)	情報提供業務 .....	46
(2)	民事法律扶助業務 .....	53
(3)	国選弁護等関連業務 .....	57
(4)	犯罪被害者支援 .....	62
4	予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画 .....	68
(1)	自己収入の獲得 .....	68
(2)	民事法律扶助における立替金債権等の管理・回収 .....	70
(3)	立替金等の悪質な償還滞納者等への対応の構築 .....	75
(4)	財務内容の公表 .....	76
(5)	予算、収支計画及び資金計画 .....	76
(6)	短期借入金の限度額 .....	77
(7)	不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合の当該財産の処分に関する計画 .....	77
(8)	重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 .....	77
(9)	剰余金の使途 .....	77
5	その他法務省令で定める業務運営に関する事項 .....	77

## I はじめに

日本司法支援センター（「以下「支援センター」という。」）の第3期中期目標の期間は、平成26年4月1日から平成30年3月31日までの4年間である。

支援センターは、第1期中期目標期間（平成18年4月10日から平成22年3月31日まで）において、平成21年5月の裁判員裁判制度の施行及びこれに合わせた被疑者国選弁護制度対象事件拡大への対応を行うなどした。

第2期中期目標期間（平成22年4月1日から平成26年3月31日まで）においては、平成24年4月1日に施行された「東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律」（以下「震災特例法」という。）に基づき、支援センターの新たな業務とされた「東日本大震災法律援助事業」を実施し、弁護士会、司法書士会等の関係機関等と連携しながら、被災者への法的支援に取り組むなどした。

第3期中期目標期間においても、震災特例法の有効期限が平成30年3月31日まで延長（なお、平成30年3月30日に平成33年3月31日までの再延長が決定。）されたことから、引き続き、同法に基づく震災法律援助事業を実施したほか、平成28年4月に発生した熊本地震の被災者に対しては、平成28年7月1日に一部施行された改正総合法律支援法に基づき、資力を問わない無料法律相談を実施した。また、自らが法的問題を抱えていることを認識する能力が十分でない等の理由から、法的支援を求めることが困難な高齢者・障害者に対し、福祉機関等と連携を図り、当該高齢者・障害者にアウトリーチするなどして、その法的問題を含めて総合的に問題を解決していく取組（この取組を「司法ソーシャルワーク」という。）を組織的に推進するため、司法ソーシャルワーク事業計画を策定し、同計画に基づき、実施体制の整備や関係機関との連携を進めた。

第3期中期目標期間における支援センターの各業務は、概ね順調に推移した。コールセンター及び地方事務所における情報提供件数は、年間約52万件ないし55万件で推移し、平成30年3月にはコールセンターへの問合せ件数の累計が370万件に達した。民事法律扶助の法律相談援助も、着実に実施件数を伸ばし、平成29年度には、年間の統計を取り始めた平成19年度の約2.3倍の35万件を超えた。また、代理援助・書類作成援助件数は、平成29年1月に累計で100万件を突破した。認知度については、50パーセント台を維持しているが、今後も、さらに認知度を高め、支援センターの利用拡大につなげていくために、効果的な広報が課題となっている。また、平成30年1月24日に改正総合法律支援法が全面施行され、認知機能が十分でないために自己の権利の実現が妨げられているおそれがある国民等に対し、資力にかかわらず法律相談等

を実施する特定援助対象者法律相談援助業務や、DV、ストーカー、児童虐待を現に受けている疑いがある方に対し、資力にかかわらず、被害の防止に関して必要な法律相談を実施するDV等被害者法律相談援助業務が開始となったことから、今後、これらの業務を適切に運用していく必要がある。

本報告書は、これらの状況を踏まえ、支援センターの第3期中期目標期間の業務実績を報告するものである。

なお、第3期中期目標期間内の各事業年度における支援センターの業務実績の詳細については、各事業年度に係る業務実績報告書を参照されたい。

## II 日本司法支援センターの概要

### 1 業務の内容

総合法律支援法に基づき、主に次のような業務を行う。

#### (1) 本来業務（総合法律支援法第30条第1項）

##### ア 情報提供業務

利用者からの問合せに応じて、法制度に関する情報と相談機関・団体等（弁護士会、司法書士会、地方公共団体等の相談窓口等）に関する情報を無料で提供する業務。

##### イ 民事法律扶助業務

経済的に困りの方が法的トラブルに遭ったときに、無料で法律相談を行い（法律相談援助）、必要に応じて民事裁判手続等に係る弁護士又は司法書士の費用等の立替え等を行う（代理援助、書類作成援助）業務。

認知機能が十分でないために自己の権利の実現が妨げられているおそれがある国民等（特定援助対象者）に対し、資力にかかわらず法律相談等を実施する特定援助対象者法律相談等援助業務（平成30年1月24日施行）。

##### ウ 国選弁護等関連業務

(ア) 国選弁護人及び国選付添人になろうとする弁護士との契約締結、国選弁護人候補及び国選付添人候補の指名及び裁判所への通知、国選弁護人及び国選付添人に対する報酬・費用の支払等を行う業務。

(イ) 国選被害者参加弁護士になろうとする弁護士との契約締結、国選被害者参加弁護士候補の指名及び裁判所への通知、国選被害者参加弁護士に対する報酬・費用の支払等を行う業務。

##### エ 司法過疎対策業務

身近に法律家がない、法律サービスへのアクセスが容易でない司法過疎地域の解消のため、支援センターに勤務する弁護士が常駐する「地域事務所」を設置し、法律サービス全般の提供等を行う業務。

## オ 犯罪被害者支援業務

- (ア) 犯罪の被害に遭われた方やご家族の方などが、そのとき最も必要な支援が受けられるよう、被害の回復・軽減を図るための法制度に関する情報を提供するとともに、犯罪被害者支援を行っている機関・団体と連携した適切な相談窓口の紹介や取次ぎをし、必要に応じて、犯罪被害者等の支援に経験や理解のある弁護士を紹介する業務。
- (イ) DV、ストーカー、児童虐待を現に受けている疑いがある被害者に対し、資力を問わず、被害の防止に関して必要な法律相談を実施するDV等被害者法律相談援助業務（平成30年1月24日施行）。

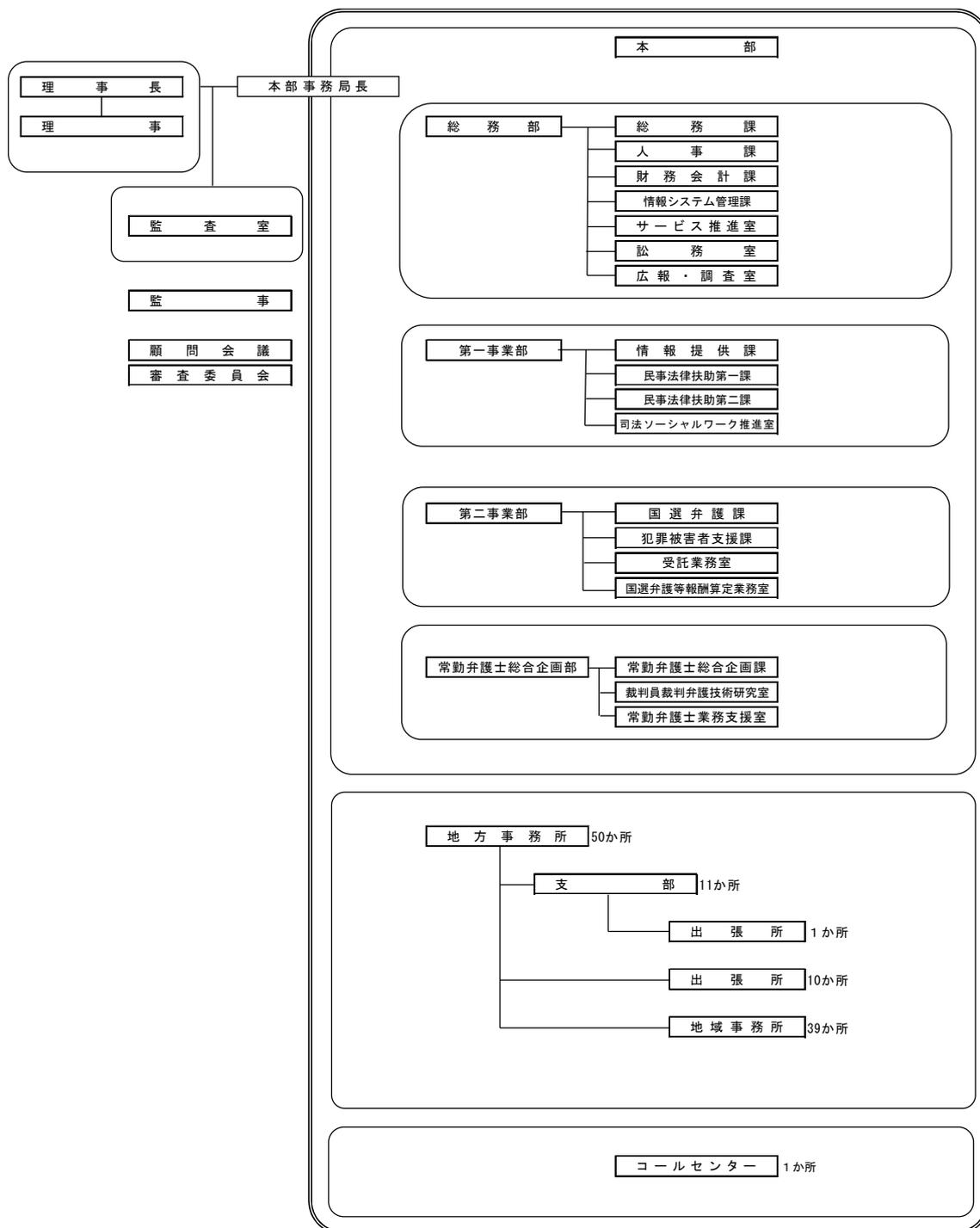
## カ 被害者参加旅費等支給業務

犯罪の被害に遭われた方やご家族の方が、適切に刑事裁判に参加することができるよう被害者参加人として公判期日（又は公判準備）に出席した際の旅費、日当及び宿泊料を支給し、経済的な側面から犯罪被害者等を支援する業務。

- (2) 受託業務（総合法律支援法第30条第2項）  
支援センターの本来業務の遂行に支障のない範囲で、国、地方公共団体、非営利法人等から委託を受けて、委託に係る法律事務を契約弁護士等に取り扱わせる業務。
- (3) 東日本大震災法律援助事業（震災特例法第3条第1項）  
東日本大震災について災害救助法が適用された市町村（東京都を除く。）に平成23年3月11日時点で住所等を有していた方を対象に、資力の状況にかかわらず、無料で法律相談を行い（震災法律相談援助）、震災に起因する紛争について、裁判外紛争解決手続を含む従来の民事法律扶助より広い範囲の法的手続に係る弁護士又は司法書士の費用等の立替え等を行う（震災代理援助、震災書類作成援助）業務。

## 2 法人の組織

本部及び地方事務所等の組織図は、下図のとおりである（平成30年3月31日現在）。



### 3 法人の沿革

平成 18 年 4 月 10 日 支援センター設立  
同年 10 月 2 日 支援センター業務開始

### 4 根拠法

総合法律支援法（平成 16 年 6 月 2 日公布、法律第 74 号）

### 5 主務大臣

法務大臣

### 6 資本金

3 億 5,100 万円（政府全額出資）

### 7 役員の状況

	平成27年 4月10日現在	平成28年 4月10日現在	平成29年 4月10日現在	平成30年 4月10日現在
理事長	宮 崎 誠	宮 崎 誠	宮 崎 誠	板 東 久美子
理 事	田 中 晴 雄	田 中 晴 雄	田 中 晴 雄	丸 島 俊 介
	廣 瀬 健 二	山 崎 学	山 崎 学	山 崎 学
	安 岡 崇 志	安 岡 崇 志	安 岡 崇 志	北 原 斗紀彦
	坂 本 かよみ	坂 本 かよみ	坂 本 かよみ	新 保 美 香
監 事	藤 原 藤 一	津 熊 寅 雄	津 熊 寅 雄	津 熊 寅 雄
	山 下 泰 子	山 下 泰 子	山 下 泰 子	山 下 泰 子

### 8 職員の状況

常勤職員数（常勤弁護士を含む。）は以下のとおりである。

平成27年 3月31日現在	平成28年 3月31日現在	平成29年 3月31日現在	平成30年 3月31日現在
986 人	979 人	937 人	931 人

## III 中期目標の期間

平成 26 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日

#### IV 第3期中期目標・中期計画期間における業務実績

##### 1 総合法律支援の充実のための措置に関する目標を達成するためとるべき措置

###### (1) 業務運営の基本的姿勢等

###### 【中期目標】

###### ① 総論

支援センターは、国民に身近で頼りがいのある司法を実現するために各種業務を行う法人であることに鑑み、真に国民に親しまれ頼りにされる存在となるよう、その業務運営においては、非公務員型法人であることの利点を活かした様々な創意工夫により、高齢者及び障害者等に対する特別の配慮を含め、懇切・丁寧かつ迅速・適切な対応その他利用者の立場に立った業務運営を常に心がける姿勢を基本とする。

支援センターが提供するサービスに関する利用者からの意見、苦情等について、支援センターの業務運営の参考にするとともに、必要に応じて業務の改善等適切な対応を行う。

国費の支出の適正及び国費を投入して行う事業の意義・効果についての国民の関心が高まっていることを踏まえ、支援センターの役職員は、常にコスト意識を持ち、納税者の視点から、資金の投入の必要性、支出の適切性、投入資金額に見合う効果の有無等を十分に考慮して業務運営に当たり、必要に応じて、自発的に創意工夫をして、効率的で効果的な業務運営を実現するための改善をしていくものとする。

###### 《中期計画》

###### ① 総論

支援センターの業務運営においては、引き続き、非公務員型法人であることの利点をいかした様々な創意工夫により、懇切・丁寧かつ迅速・適切な対応その他高齢者及び障がい者に対する特別の配慮を含め、利用者の立場に立った業務遂行を常に心掛けるとともに、利用者からの意見、要望等を真摯に受け止め、必要に応じて業務の改善を行う。また、多様な意見を業務運営にいかすため、外部有識者から構成される顧問会議を各事業年度に1回以上開催し、必要に応じて業務の改善を行う。

国費の支出の適正及び国費を投入して行う事業の意義・効果についての国民の関心が高まっていることを踏まえ、役職員は常にコスト意識を持ち、納税者の視点から、資金投入の必要性、支出の適切性、投入資金額に見合う効果の有無等を十分に考慮して業務運営に当たり、必要に応じて、自発的に創意工夫をして、効率的で効果的な業務運営を実現するた

## めの改善に努める。

(実績)

理事長のリーダーシップの下、高齢者・障害者に対する配慮を含め、利用者の立場に立った親切なサービスを迅速に提供するため、本部及び全国の地方事務所へ寄せられた利用者からの様々な意見、要望、苦情等について、本部サービス推進室にて「利用者から寄せられた声」として、情報を毎月集約の上、理事長及び監事に対して定期的に報告するとともに、全国の職員へ情報共有し、契約弁護士・司法書士へ伝達するなどして支援センターの業務運営の参考とした。

理事長が幅広く多様な意見を聴取し、適切なリーダーシップを発揮できるよう、外部有識者で構成される顧問会議を毎年度実施した。

第13回顧問会議	平成26年8月26日	充実した総合法律支援を実施するための方策として、高齢者・障害者に対する法的支援の在り方、DV・ストーカー等の犯罪被害者に対する適切な法的支援の在り方、常勤弁護士に期待される役割等について協議した。
第14回顧問会議	平成27年10月15日	司法ソーシャルワークをテーマに、法的な問題を抱えながらも自ら司法にアクセスすることが困難な方々に対する支援について、常勤弁護士を中心とした地域福祉関係者との連携や活動について協議した
第15回顧問会議	平成29年2月2日	総合法律支援法が改正（平成28年6月3日公布）され、特定援助対象者（認知機能が十分でないために自己の権利の実現が妨げられているおそれがある国民等）やDV・ストーカー等被害者に対する資力を問わない法律相談の実施等の業務が追加されたことから、その施行に向けた課題等を協議した。
第16回顧問会議	平成30年2月6日	改正総合法律支援法により平成30年1月24日施行された特定援助対象者法律相談援助とDV等被害者法律相談援助の今後の広報・周知のあり方や、第3期中期目標期間の業務実績を確認するとともに、第4期中期目標期間の業務運営方針等について協議した。

効率的で効果的な業務運営を実現するため、支援センターの抱える課題や効率化の具体策等について、本部執行部会や全国地方事務所長会議、全国地方事務所事務局長会議等において協議・検討を重ね、さらに、階層別研修等にお

いて、支援センター職員としてコスト意識を持って業務に当たる必要性を認識させるなどして、業務の改善に取り組んだ。

#### 【中期目標】

#### ② 東日本大震災の被災者に対する援助の充実等

##### ア 震災法律援助事業による援助の充実

震災法律相談援助によって東日本大震災の被災者のニーズをどの程度満たせているのか分析した上、更なる援助により法的問題の早期解決に資すると見込まれる被災者について、震災代理援助や震災書類作成援助に効果的に結びつける方策を検討・実施する。

##### イ 震災法律援助事業以外の手法による援助の充実

東日本大震災の被災地・被災者のニーズに応じて、支援センターが持つノウハウを有効利用し、震災法律援助事業以外の手法による被災地・被災者の援助拡充を図る。

#### 《中期計画》

ア 震災法律相談援助によって東日本大震災の被災者のニーズがどの程度満たされているか分析をした上、更なる援助により法的問題の早期解決に資すると見込まれる被災者について、震災代理援助や震災書類作成援助に効果的に結び付ける方策を検討・実施する。

平成24年度に実施した「東日本大震災の被災者等の法的支援に関するニーズ調査」の結果（自らが法的問題を抱えていることに気付いていない被災者の存在など）等を踏まえ、震災法律援助について、被災者が利用しやすい制度となるよう、巡回・出張相談、夜間・休日相談、テレビ電話相談を活用するなどし、被災者支援の充実を図る。

イ 東日本大震災の被災地の地方公共団体と連携して、引き続き、弁護士・司法書士のほか、被災者のニーズに適した各種の専門家によるサービスを提供するなどし、被災者に対する包括的な支援の充実を図る。震災法律援助事業による被災者支援が行えない場合であっても、被災者のニーズに応じ、民事法律扶助業務を通じ、巡回・出張相談等の方法により、適切な被災者支援を実施する。

(実績)

#### 1 震災法律援助事業による援助の充実

##### (1) 震災代理援助や震災書類作成援助に効果的に結びつける方策

援助実績の分析の結果、震災法律相談援助から震災代理援助や震災書類作成援助に結び付く割合が高いことが判明した原発事故損害賠償請

求事案について、中期目標期間を通じて、「原発弁護団」と連携し、同弁護団の震災援助説明会や原発事故による避難者支援団体等の説明会に支援センター職員が参加し、震災代理援助の申込みの際の必要書類や注意事項、審査の方法や援助開始決定後の手続の流れについて個別説明や情報交換を実施した。また、契約弁護士向けの研修会等においても、震災法律援助事業についての業務説明を行い、震災法律援助の利用促進を図った。

なお、利用対象を震災に起因する事案に限定している震災代理援助の利用件数については、平成 28 年度に大幅減少したが、これは、震災発生から一定程度の時間が経過したことに伴い、震災に起因する案件が減少傾向にあることも一因と考えられる。

## (2) 被災者支援の充実

中期目標期間を通じて、移動相談車両の活用を含めた巡回・出張相談や全被災地出張所における夜間相談・休日相談の実施、被災地出張所法テラスふたばにおけるテレビ電話相談の活用等を行い、被災者への司法アクセスの拡充に取り組んだ結果、震災法律相談援助の利用件数は、毎年度 5 万件を超える高水準で推移した。

## 2 震災法律援助事業以外の手法による各種取組

### (1) 「東日本大震災相談事例 Q & A」

ホームページ上に「東日本大震災相談事例 Q & A」を継続的に設け、被災者や被災関係者の相談事例を基にした情報提供を実施するとともに、相談項目ごとの Q & A 一覧を掲載し、随時情報を更新することで、利用者の利便性の向上を継続的に図った。

### (2) 「東日本大震災に関する相談窓口一覧」

ホームページ上に「東日本大震災に関する相談窓口一覧」を継続的に設け、関係機関との連携の下、随時情報の更新を行うなどにより、中期目標期間を通じて、利用者の利便性の向上に取り組んだ。

### (3) 「震災法テラスダイヤル」

震災に関する法制度や相談窓口等の情報提供専用のダイヤル「震災法テラスダイヤル」をコールセンター内に設置し、被災者や被災関係者からの問合せに継続的に応じた。なお、平成 28 年 5 月 14 日以降、熊本地震の被災者からの問合せにも応じ、法的問題を抱えている被災者を支援するため、災害発生後速やかに体制整備を行い、被災者のニーズに適した情報提供を迅速に実施した。

### (4) 「ワンストップ相談会」の実施

宮城、岩手、福島の各県に設置した7か所の被災地出張所において、消費者庁、地元の地方公共団体と連携し、弁護士以外の各種専門家による「ワンストップ相談会」を継続実施し、被災者のニーズに適したきめ細かい情報提供サービスを継続的に実施した。

(5) 「女性の悩みごと相談」の実施

平成24年2月から被災地出張所法テラス南三陸において開始した、内閣府男女共同参画局との連携による「女性の悩みごと相談」を、平成26年4月から実施場所に被災地出張所法テラス山元及び同法テラス東松島を加えて継続実施し、被災地における女性の悩みによりきめ細やかに継続的に対応した。

なお、同相談は、平成26年度においては、前記の3か所の被災地出張所に法テラス岩手を加えた4か所で実施していたが、その後、法テラス岩手での相談を終了し、2か所の被災地出張所（法テラス大槌，法テラス気仙）での相談を開始したことで、合計5か所で実施するに至った。

- 3 被災者（震災法律援助事業対象外）に対する民事法律扶助制度の活用  
震災法律援助事業の直接の対象とならない被災者に対しても、中期目標期間を通じて、巡回相談及び出張相談等を活用した援助に取り組んだ。

**【中期目標】**

**③ 高齢者・障害者等に対する援助の充実**

常勤弁護士の活動を含めた支援センターが行う司法ソーシャルワークの取組（福祉機関等との連携及び出張法律相談等のアウトリーチ的手法等を活用した高齢者・障害者に対する援助）については、司法ソーシャルワークに係る検証調査で得られたデータや地域のニーズ等の把握に基づく事業計画及び具体的目標を平成26年度中に策定した上で、効率的かつ効果的に事業を実施する。

その事業計画の進捗状況や目標の達成度合いについては、毎年度、日本司法支援センター評価委員会の評価を受ける。

**《中期計画》**

常勤弁護士等の活動を含めた支援センターが行う司法ソーシャルワークの取組については、司法ソーシャルワークに係る検証調査で得られたデータや地域のニーズ等の把握に基づく事業計画及び具体的目標を平成26年度中に策定した上で、平成27年度以降、効率的かつ効果的に実施する。

その事業計画の進捗状況や目標の達成度合いについては、毎年度、日本司法支援センター評価委員会の評価を受ける。

(実績)

## 1 司法ソーシャルワーク事業計画の策定

福祉機関・団体との連携を契機とした法律相談援助件数を増加させている地方事務所の取組や成果を基に、平成 26 年度に司法ソーシャルワークに関する事業計画を策定し、福祉機関・団体との連携を契機とした法律相談援助件数を増加させることを目標として掲げた上で、これを達成するために平成 27 年度から以下の取組を推進した。

## 2 担い手となる弁護士・司法書士の確保

各地方事務所において、弁護士会・司法書士会との協議をし、出張相談担当者名簿を整えたり、各会の高齢者・障害者相談窓口への取次ぎの仕組みを設けたりするなど、司法ソーシャルワークの担い手となる弁護士・司法書士の量的確保に努めた。

また、担い手の質的向上の観点から、常勤弁護士間で司法ソーシャルワークの手法を共有するために、実務トレーニー・実務トレーナー研修を実施した。

## 3 関係機関との連携の強化

### (1) 協議会等の開催

地方事務所において、福祉機関・団体の参加を得て、「司法ソーシャルワーク」をテーマとした地方協議会を毎年度開催した。

そのほか、平成 27 年度に厚生労働省の協力の下、全国の地域包括支援センター、福祉事務所及び地方公共団体の各担当部署に対して司法ソーシャルワークに関するパンフレットを一斉発送した上、地方事務所において福祉機関・団体職員を対象に業務説明や法律講座を全国各地で企画・実施した。その実施回数は年々増加し、平成 29 年度は全国で年間 1,457 回となった。

### (2) マニュアルの作成等

先進的な取組を基に、福祉機関・団体との連携関係を構築するための作業工程等を整理した「連携スキーム構築マニュアル」や、特に福祉事務所・自立相談支援機関における指定相談場所相談・巡回相談の実施事例をまとめた「連携スキーム事例集」を作成した。

また、地方事務所・支部職員及び常勤弁護士と福祉機関・団体との連携を円滑にするため、連携先となる福祉機関・団体の組織・業務及び職員の役割等を解説した「連携便利帳」を整備した。

その上で、これらをテキストとした地方事務所職員に対する研修を、各階層別を実施した。

#### 4 連携を契機とした法律相談援助の実施

##### (1) 指定相談場所・巡回相談の拡充

連携を契機とした法律相談援助を拡充するため、福祉機関・団体の施設を恒常的な相談場所として指定する取組を推進した結果、平成 29 年度には連携対象機関の指定相談場所数は 185 か所に達し、中期目標期間の初年度である平成 26 年度の 5 倍に増加した。

また、福祉機関・団体を一時的な相談場所として実施する巡回相談も推進した結果、特に主要な連携対象機関である地域包括支援センター、福祉事務所、社会福祉協議会における実績は平成 29 年度には 312 件に達し、中期目標期間の初年度である平成 26 年度の 4 倍に増加した。

##### (2) 出張相談、センター相談・事務所相談の拡充

そのほか、出張相談、センター相談・事務所相談の件数については、新たな抽出・集計の仕組みが整ったのが平成 28 年 6 月であるため、正確な経年比較をするまでには至っていないが、平成 29 年度実績においても前年度比で増加した。

#### 5 評価委員会の評価

事業計画の進捗状況や目標の達成度合いにつき、毎年度、評価委員会の評価を受けた。

##### (2) 組織の基盤整備等

###### ア 支援センターの職員

###### 【中期目標】

###### ア 職員（常勤弁護士を含む。）の採用及び配置等

職員の採用及び配置等は、総合法律支援の実施及び体制の整備の重要性を踏まえつつ、業務量に応じた適切なものとする必要がある。職員を新たに採用する場合には、業務を行うために真に必要な職員数を検証した上で、必要な数の採用を行う。職員の配置については、配置先の業務量に応じた適正なものとする。

その際、支援センターの有する公共性や、支援センターが多様な分野にわたる業務を行うことを考慮し、幅広い視野をもって自らの能力を活用することについての意欲を有し、支援センター本部が決定した業務に関する方針に意欲的に取り組み、国民の期待に応えることので

きる人材の確保・活用を図る。

また、職員の能力の向上等のため、能力主義に基づく的確な職員の採用及び人事配置を行うとともに、人事交流等により、多様な経験を積むことができる人材育成の仕組みについて検討する。

常勤弁護士の採用に当たっては、裁判員裁判にも適切に対応し得る刑事弁護に高い能力を有する人材や、関係機関・団体との連携協力関係を適切に構築し得る人材を含め、支援センターの業務の円滑で効率的な運営に適応でき、総合法律支援の取組に意欲的で、国民の期待に応えることのできる人材の確保を図る。常勤弁護士については任期付採用とし、その報酬については実務経験年数において同等の裁判官・検事の給与を参考にする。

常勤弁護士については、支援センターの主要業務である民事法律扶助業務及び国選弁護等関連業務等を適切に運用するためのセーフティネットとしての役割を担っていることなどを踏まえ、総合法律支援の適切な実施が遂行できる体制となるよう、所要の数の確保に努め、必要性が認められる地域への配置を行う。その前提として、既に常勤弁護士が配置されている地域も含めて配置の必要性や配置人数の妥当性について検証し、常勤弁護士が担う役割、配置の必要性等について十分な説明責任を果たす。

また、常勤弁護士については、大規模災害等における機動的な法的サービスの担い手としての役割も期待されているところ、そのための態勢整備を図る。なお、被災地自治体等への法的援助については、当該災害等発生地域の弁護士会等との連携を前提とした必要最小限のものとする。

その上で、常勤弁護士による対応が必要な場合に備え、支援センターが組織的かつ機動的に法的援助を実施するための具体的措置内容等をあらかじめ明確にする。

また、コールセンターの運営に当たっては、第2期中期目標期間における情報提供件数が毎年度減少し続けていることから、今後も情報提供件数の推移を踏まえ、業務量に応じて職員配置を見直すものとする。

## 《中期計画》

### ア 職員（常勤弁護士を含む。）の採用及び配置等

(7) 職員の採用及び配置等については、総合法律支援の実施及び体制の整備の重要性を踏まえつつ、業務量に応じた適切なものとする。

具体的な職員の採用及び配置については、総合法律支援の充実のための措置及び提供するサービスの質の向上に関する取組に配慮しつつ、既存業務の変動及び新規事業の追加による業務量の増加を的確に把握し、業務の平準化及び事務手続の合理化の観点で踏まえた真に必要なものとする。とりわけ、職員を新たに採用する場合には、総合法律支援の実施及び体制の整備の重要性を踏まえつつ、業務を行うために真に必要な職員数を検証した上で、必要な数の採用を行う。

その際、支援センターの業務の公共性・多様性に順応して、その業務に意欲的に取り組み、国民等の期待に応えることができる人材の確保・活用を図る観点から、職員の採用及び配置等を行う。

- (イ) 常勤弁護士の採用に当たっては、裁判員裁判にも適切に対応し得る刑事弁護に高い能力を有する人材や、関係機関・団体との連携協力関係を適切に構築し得る人材を含め、支援センターの業務の円滑で効率的な運営に適応でき、総合法律支援の取組に意欲的で、国民の期待に応えることのできる人材の確保を図る。常勤弁護士については任期付採用とし、その報酬については実務経験年数において同等の裁判官・検事の給与を参考にする。

常勤弁護士については、民事法律扶助業務及び国選弁護等関連業務等を適切に運用するためのセーフティネットとしての役割を担っていることなどを踏まえ、総合法律支援の適切な実施ができる体制となるよう、所要の数の確保に努め、必要性が認められる地域に配置する。その前提として、既に常勤弁護士が配置されている地域も含めて配置の必要性や配置人数の妥当性について検証し、常勤弁護士が担う役割配置の必要性等について十分な説明責任を果たす。

常勤弁護士が取り扱う事件の種類・件数等の業務量（事件の性質や関係機関との連携強化への取組状況など取扱件数が業務量に直結しない事情を含む。）、その地域での常勤弁護士の役割を踏まえ、事件の性質に応じた各事件の平均単価及び常勤弁護士の活動に係る費用を把握するなどし、常勤弁護士が事件を受任したことで生じた財政的な効果についても明らかにする。

また、常勤弁護士については、大規模災害等における機動的な法的サービスの担い手としての役割も期待されていることから、東日本大震災の被災者支援の経験を踏まえ、災害発生地域におけるより迅速・適切な被災者支援を実施できる態勢を整備する。なお、被災自治体等への法的援助については、災害発生地域の弁護士会等との連携を前提とし、真に必要なものを検討して実施する。

その上で、常勤弁護士による対応が必要な場合に備え、支援センターが組織的かつ機動的に法的援助を実施するための具体的措置内容等をあらかじめ明確にする。

そのほか、コールセンターの運営に当たっては、第2期中期目標期間における情報提供件数が毎年度減少し続けていることから、今後も情報提供件数の推移を踏まえ、業務量に応じて職員配置を見直す。

(実績)

## 1 職員について

### (1) 採用

職員の採用に当たっては、多肢択一式問題や論文問題、適性検査のほか面接を複数回実施することにより、公共性の高い支援センターの多様な業務の適性を判断し、幅広い知識を備え、利用者のニーズを的確に察知できる人材の確保に努めた。面接の実施に際しては、局部長、課室長及び課室長補佐のほか、係長及び主任を面接員とし、様々な視点から受験者の能力及び適性を判断した。

採用試験の実施に当たっては、卒業後5年間を新卒採用の対象者とする運用として一般公募試験実施したほか、平成26年度及び平成27年度には、司法試験資格を喪失した法科大学院修了者を対象とした一般公募試験を実施し、さらに、平成27年度及び平成29年度には新卒採用（二次募集）を実施し、平成26年度、平成27年度及び平成29年度には中途採用試験を実施した。その結果、平成26年度から平成29年度までの間に、合計2,264名の選考を行い、101名を採用した。

また、支援センターにおける知識・経験が豊富な有期契約職員については、常勤職員への登用により即戦力となり得ることから、前記同様の試験内容に加え、当該有期契約職員の所属する職場の管理者による評価を行うことにより、平成26年度から平成29年度までの間に、地方事務所長の推薦があった合計110名を対象に登用試験を実施し、38名を常勤職員に登用した。

### (2) 人事配置

職員の配置に当たっては、毎年4月期の広範な人事異動に向け、各地方事務所が取り扱う事件数、事務所の規模等を勘案しながら業務の平準化及び事務手続の合理化に資する再配置を検討するとともに、総合法律支援の体制整備及びサービスの質の向上を図るための配置に努め、平成26年度から平成29年度までの間に、合計497名の広範な人事異動が行われるよう調整を行った。

## 2 常勤弁護士について

### (1) 常勤弁護士の採用

各事業年度において、日本弁護士連合会、各弁護士会、法科大学院、司法試験予備校等の協力を得て、司法修習生、司法試験合格者、法科大学院生等を対象とした説明会の開催や採用案内等を配布などして、常勤弁護士の業務内容、意義、魅力等について全国各地で説明する機会を設けた。

また、支援センターのホームページや日本弁護士連合会の会員専用サイト、メールマガジン等にも就職情報等を常時掲載し、法曹経験を有する弁護士の確保を図るとともに、司法研修所の選択型実務修習企画に参加して司法修習生を受け入れたほか、全国の法科大学院のエクスターンシップ実習生を受け入れて早期に常勤弁護士への関心を高める取組を実施した。

採用に当たっては、日本弁護士連合会と協力して面接等を行い、弁護士として必要な実務処理能力やコミュニケーション能力のみならず、常勤弁護士としての意欲や資質等を総合的に評価し、評価の高い者を採用した。

以上の取組により、総合法律支援への取組に意欲的で、国民の期待に応えることのできる常勤弁護士の確保を図った。

常勤弁護士については任期付採用とし、その報酬については実務経験年数において同等の裁判官・検事の給与を参考とする運用を行った。

### (2) 常勤弁護士の配置

#### ア 常勤弁護士の配置の必要性、配置人員の妥当性の検証

常勤弁護士の役割については、関係機関と連携して解決に至った事例等を取りまとめるなどして検証を行った。

常勤弁護士の配置の必要性については、事務所ごとの常勤弁護士の業務量等を把握・分析するとともに、地方事務所を対象に、常勤弁護士の配置の必要性に関する調査を実施し、必要に応じて幹部らも各地へ赴いて、ヒアリングを行うなどした上、民事法律扶助事件数や国選弁護事件数、常勤弁護士の役割等を踏まえ、日本弁護士連合会とも連携しつつ、検証を行った。

#### イ 配置人数等

配置の必要性等の検証を進めつつ、常勤弁護士の配置が必要と認められる地域と配置人数を検討し、下表のとおり、常勤弁護士の配置を行った。

なお、配置については、弁護士会との協議が不可欠であることや、新規採用者数の伸び悩み等の事情から、適正な配置の実現は困難である。

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
年度末時点の配置人数	252名	250名	232名	215名
前年度末比	6名増	2名減	18名減	17名減
新規配置	1名 (鹿角地域事務所)	1名 (鯉ヶ沢地域事務所)	—	—

#### ウ 事務所ごとの配置人数の更なる見直しの着手に向けた検討

上記アの検証を踏まえ、業務量等に応じた必要な人数の常勤弁護士を平成30年度以降順次配置できるように、事務所ごとの配置人数を見直した。

#### エ 常勤弁護士の事件受任により生じる財政的効果について

取扱事件数に必ずしも直結しない活動の業務量を適切に把握するべく、常勤弁護士が取り扱う事件の困難性を評価するための報告制度や、常勤弁護士による情報提供等の活動を把握するための報告制度を導入した上、その後も報告書式を改訂するなどしてその内容を見直した。それとともに、上記の困難性や情報提供等の活動も踏まえた上で、事務所ごとの常勤弁護士の業務量を把握・分析した。

以上で把握・分析した業務量、常勤弁護士の役割を踏まえ、常勤弁護士が担当した事件の平均単価及び費用に係るデータを収集し、常勤弁護士が情報提供等の活動を行うことによる財政的な効果も含めた事務所ごとの収支を試算するなど、検討を進めた。

#### オ 大規模災害等における法的サービス提供のための体制整備

大規模災害等が発生した場合に、常勤弁護士を活用して機動的に法的サービスを提供する態勢整備の方策として、常勤弁護士の本部事務所への配置や一人事務所への増員配置等を検討するとともに、研修等において、過去の大規模災害等の知識及び経験を共有するとともに、必要な事前準備等についての検討を行った。また、広島土砂災害（平成26年8月発生）、関東・東北豪雨等災害（平成27年9月発生）、熊本地震（平成28年4月発生）においては、弁護士会と連携して災害

に関する無料法律相談等を実施し、常勤弁護士を相談員として参加させるなどの被災者支援も行った。

### 3 コールセンター職員の配置等について

職員の人数・配置については、入電件数や業務量などの状況を分析し、曜日や時間帯別の入電件数に合わせた適切なシフト体制を敷くなど、職員配置の工夫により、新規雇用人数を抑制し、効率的な運営を実施した。

#### 【中期目標】

##### イ 職員（常勤弁護士を含む。）の能力の向上

司法ソーシャルワークを始めとする支援センターの多様な取組に適切に対応するため、職員に対し、採用年次、経験年数、担当業務の別等に応じた研修を実施し、その能力の向上を図る。

支援センターの中核となって職務を行う人材を育成するため、能力等の高い者に対し、他機関等への研修等派遣や人事交流等によって多様な経験を積む機会を与えるよう努める。

#### 《中期計画》

以下の研修を企画・立案等するための人的・物的な態勢を整備し、支援センターにおける中長期的な人材育成プログラムを構築する。

(ア) 司法ソーシャルワークを始めとする支援センターの多様な分野にわたる業務に対応し、利用者への良質なサービスを安定的に提供するため、採用年次や経験年数に応じた各業務分野の実務能力や専門性を向上させるべく、体系的な研修を企画・立案して、計画的に実施し、その能力の向上を図る。

(イ) 常勤弁護士については、民事法律扶助事件及び国選弁護等関連事件等への適切な対応能力の向上を図るため、研修を実施する。とりわけ、司法ソーシャルワークが必要となる事件や裁判員裁判対象事件への適切な対応が可能となるような実践的な研修を実施する。

(ウ) 上記(ア)、(イ)の研修を実施し、能力等の高い職員については、国、地方公共団体、独立行政法人、民間企業等を含む関係機関・団体との人事交流等によって多様な経験を積ませ、支援センターの中核となって職務を行う人材の育成を図る。

(実績)

#### 1 一般職員に対する体系的な研修制度の実施等

平成 27 年度に研修制度に関するプロジェクトチームにおいて、当センターの研修制度の中核をなす階層別研修の大幅な改訂につき検討を終え、研修要綱を策定し、平成 28 年度に当該要綱に沿った研修（新階層別研修）を着実に実施した。また、従来の業務研修（担当課主催の研修）の整理・統合を進める一方で、司法ソーシャルワーク、メンタルヘルス等に関して重要な役割を果たす事務局長・コールセンター長を対象にした業務研修を新たに実施した。さらに、中長期的な人材育成における業務を通じた日常的な指導（オン・ザ・ジョブ・トレーニング）の重要性に鑑み、管理職及び指導担当職員向けに作成した「OJTハンドブック」を全地方事務所に配布し、効果的かつ効率的な新規採用職員の育成を図った。

#### (1) 階層別研修

平成 27 年度までは旧来の階層別研修、平成 28 年度からは新階層別研修を実施した。新階層別研修では、採用から 2 年間を基礎形成期間、その後の 2 年間をステップアップ期間とし、それぞれの期間に「新規採用者研修」、「ステップアップ研修」を実施した。また、採用から 7 年目の職員には「ブラッシュアップ研修」を、3 級昇格者には「3 級昇格者研修」を、4 級昇格者には「マネジメント基礎研修」を、事務局長 2 年目の職員には「マネジメント応用研修」をそれぞれ行い、経験年数、役職とその職責に応じた研修を実施した。また、平成 29 年度からは新人事評価制度への理解を深めるための「考課者研修」を追加して実施した。

なお、①「ステップアップ研修」、②「ブラッシュアップ研修」及び③「マネジメント基礎研修」では、第 3 期中期計画で組織的に取り組んでいくこととされた司法ソーシャルワークに関する講義を取り入れた。

#### (2) 業務研修

従来の業務研修（担当課主催の研修）の整理・統合を進める一方で、司法ソーシャルワーク、犯罪被害者支援、メンタルヘルス等に関して重要な役割を果たす事務局長・コールセンター長を対象とした業務研修（新業務研修）を新たに実施した。

#### (3) OJT

「OJTハンドブック」に基づき、新規採用職員に対し、OJTを実施した。

## 2 常勤弁護士の能力技量の向上を図る取組

### (1) 実践的な研修の実施

常勤弁護士に対しては、本部主催で、実務上必要な知識・技術を身に付けるための研修を、赴任年数に応じて体系的に実施した。

具体的には、司法修習修了時に採用した常勤弁護士に対しては、1年間で基本的な素養を身に付けさせるため、通年スケジュールに沿って、採用直後の研修、民事・刑事の実務に関する基本的な研修、養成時期明けに各地に赴任するに当たり各業務の留意事項等を再確認する研修を実施した。

また、既に赴任している常勤弁護士に対しては、これまでの民事業務研修、パーソナリティ障害対応研修、実務トレーニー・実務トレーナー研修を実施したことに加え、平成28年度からは、赴任4年目や中核の常勤弁護士に対し、より専門的な知識の習得及び能力の向上を図るため、ディスカッション形式を取り入れた専門研修等を実施して、能力・技量の向上を図った。

また、これまで全国7ブロックであったものを9ブロックに見直し、各地の実情や常勤弁護士のニーズ等に応じた少人数制の研修を実施するとともに、全国経験交流会と併せて、常勤弁護士間の情報の共有に努めた。

## (2) 裁判員裁判弁護技術研究室・常勤弁護士業務支援室の活用

裁判員裁判弁護技術研究室において、常勤弁護士の裁判員裁判の弁護技術の向上のため、常勤弁護士が実際に取り扱った裁判員裁判事件を基に議論を行う裁判員裁判事例研究研修を企画し、中期目標期間に延べ10回実施するとともに、平成25年度から引き続き、裁判員裁判を多く取り扱う常勤弁護士を対象とした、より専門性の高い裁判員裁判専門研修を企画し、中期目標期間に延べ8回を実施した。

なお、前記各研修については、アンケート結果等を踏まえ、内容や時間配分等を随時見直すことで、研修員が積極的に参加できる充実した研修の実施に努めた。

また、常勤弁護士が担当する裁判員裁判の報告につき、裁判の進捗や主張、争点の見通し等を含めた網羅的な内容を把握できる方法としたことで、適時適切な指導を実施した。

## 3 中核を担う人材の育成

支援センターの中核となって職務を担う人材育成を図るため、中期目標期間を通じて、以下の外部派遣研修を実施した。

### (1) 一般職員の外部派遣研修

組織の中核を担う職員として幅広く活躍することが期待される者に対し、職員のスキルアップ及び組織の充実強化を図ることを目的として、人事院・東京都の研修に参加させ、また、法務省に職員を派遣するなど、積極的に人事交流等を行った。

○ 研修実績

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
人事課主催	147 名	141 名	169 名	221 名
担当課主催	414 名	306 名	254 名	62 名

(2) 常勤弁護士の外部派遣研修

常勤弁護士の外部派遣研修として、法務省、厚生労働省等 14 か所に派遣した。

イ 一般契約弁護士・司法書士の確保

**【中期目標】**

総合法律支援の中核を担う支援センターの体制整備のため、民事法律扶助事件の受け手となる弁護士・司法書士が少ない地域、国選事件の受け手となる弁護士が少ない地域を含め、民事法律扶助事件の受任者の確保態勢、捜査・公判を通じ一貫した弁護人確保態勢等の全国的に均質な確保を図るべく、一般契約弁護士・司法書士の幅広い確保に努める。

**《中期計画》**

民事法律扶助の担い手となる弁護士・司法書士並びに国選弁護、国選付添及び被害者参加人のための国選弁護の担い手となる弁護士の業務態勢を全国的に均質なものとするため、弁護士会、司法書士会と連携し、必要に応じて説明会や協議会を実施するなどして各制度に対する理解を深めつつ、一般契約弁護士・司法書士の人数を前年度以上にする。

(実績)

1 扶助契約弁護士及び扶助契約司法書士の確保

中期目標期間を通じて、毎年 2 月に、民事法律扶助についての講習会を日本弁護士連合会と共催で実施し、同講習会へ講師を派遣して民事法律扶助業務及び震災法律援助業務の周知及び利用の促進を図った。

また、地方事務所においても、弁護士会、司法書士会と連携しつつ説明会や協議会を実施し、未開催の地方事務所においても、制度改定の都度説明資料を配布するなど、扶助契約弁護士・司法書士の確保及び制度に対する理解を深めるための取組を展開した。

その結果、中期目標期間中、毎年度、扶助契約弁護士・司法書士数の増加を達成した。

○ 民事法律扶助契約弁護士・司法書士数（全国合計）

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
弁護士	20,176 名	21,033 名	21,885 名	22,346 名
司法書士	6,897 名	7,128 名	7,193 名	7,294 名

2 国選弁護人契約弁護士及び国選付添人契約弁護士の確保

中期目標期間を通じて、全ての地方事務所において、弁護士会主催又は支援センター主催（弁護士会との共催を含む。）の説明会の開催、研修の実施、独自の広報用資料の配布等により、国選弁護関連業務及び国選付添関連業務の内容や、支援センターと一般契約弁護士との間の契約内容について説明を行った。

また、弁護士会の協力を得て、全国の一般契約弁護士になろうとする弁護士に対して、国選弁護関連業務周知のための説明資料を配布した。

国選弁護人契約弁護士及び国選付添人契約弁護士の契約数は以下のとおり毎年度増加した。

○ 国選弁護人契約弁護士の契約者数

平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
25,218 名	26,370 名	27,667 名	28,585 名

○ 国選付添人契約弁護士の契約者数

平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
12,512 名	13,409 名	14,272 名	14,867 名

3 被害者参加弁護士契約弁護士の確保

本部においては、被害者参加人のための国選弁護制度を全国的に均質なものとするため、中期目標期間を通じて、日本弁護士連合会との定期的な協議を継続し、被害者参加人のための国選弁護制度の運用状況を説明するとともに、被害者参加弁護士契約締結に向けての協力要請等を実施した。

各地方事務所においては、以下の方法等により、被害者国選弁護関連業務の内容、支援センターと一般契約弁護士との間の契約内容について理解を広める取組を実施した。

- ・ 弁護士会主催の説明会・協議会等への参加

- ・ 地方事務所主催の説明会・協議会等の実施
- ・ 地方事務所・弁護士会共催による説明会、協議会等の開催

その他にも、弁護士会執行部、弁護士会内の犯罪被害者支援委員会との意見交換や説明資料の配布を行うなどした結果、被害者参加弁護士契約弁護士は、以下のとおり、毎年度増加した。

また、被害者から要望の多い女性弁護士の確保にも取り組んだ結果、平成29年度で1,102名となり、平成25年度の790名から312名増加するとともに、全ての地方事務所で女性の被害者参加弁護士契約弁護士を複数名確保し、指名通知できる体制を整備した。

○ 被害者参加弁護士契約弁護士数

平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
4,122 名	4,449 名	4,709 名	5,038 名

○ (参考) 被害者参加人からの選定請求数

平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
451 名	521 名	511 名	561 件

(3) 組織の適正性堅持

<p><b>【中期目標】</b></p> <p>① ガバナンスの強化</p> <p>支援センターは、その業務が国民等の権利・利益に直接関わる極めて公共性・公益性の高いものであることに鑑み、本部においては、迅速かつ適切な意思決定を行うための体制の充実・強化に努め、地方事務所等においては、利用者に全国的に均質な法的サービスを提供すべく、本部が決定した業務に関する方針を迅速かつ的確に実施できるよう態勢の構築に努める。</p> <p>常勤弁護士は、個別の法律事務について独立してその職務を行うことはもちろんであるが、支援センターの業務の性質に鑑み、本部が決定した業務に関する方針については意欲的に取り組み、国民等の期待に応えるよう努める。</p> <p>② 監査の充実・強化</p> <p>国費の支出を含む業務運営の適正を確保するため、支援センターの業務及び会計について、監事及び会計監査人による厳正な監査を実施する</p>
--

とともに、業務執行部門から独立した内部監査体制に基づく厳正な内部監査を充実させる。

③ コンプライアンスの強化

支援センターが業務を行うに当たって法令や諸規程が遵守される体制を確立・強化するとともに、不祥事や過誤の発生を防止するための具体的措置を検討・実施する。

④ 情報セキュリティ対策

政府のIT総合戦略本部及び情報セキュリティ政策会議の方針に準じたセキュリティ対策を推進する。

《中期計画》

① ガバナンスの強化

本部においては、支援センターの業務が国民等の権利・利益に直結し、停滞の許されない公共性を有することに鑑み、業務運営方針を迅速かつ適切に決定できる体制の充実・強化に努める。

地方事務所においては、全国的に均質なサービスを提供すべく、本部が決定した業務運営方針を迅速かつ的確に実施できる体制の構築に努める。

常勤弁護士は、個別の法律事務について独立してその職務を行うものであるが、支援センターの業務が公共性を有していることに鑑み、支援センターの業務運営方針を理解して意欲的に取り組み、国民等の期待に応えるよう努める。

② 監査の充実・強化

国費の支出を含む業務運営の適正を確保するため、業務執行部門から独立した内部監査態勢の整備・強化を図るなどして、監査の充実・強化を図るとともに、監事監査、会計監査人による監査及び内部監査との連携を図る。

③ コンプライアンスの強化

上記②の監査結果等を踏まえ、規程の整備・運用等の内部統制を強化するために必要な措置について検討・実施するとともに、職員に対してコンプライアンス・マニュアルを用いた研修を実施するなどして、法令・規程等の周知を徹底し、コンプライアンスの一層の推進を図る。

④ 情報セキュリティ対策

支援センターの業務の特性及びこれまでの情報セキュリティ対策の実施状況に応じて、政府のIT総合戦略本部及び情報セキュリティ政策会議の方針に準じたセキュリティ対策を講じる。

(実績)

## 1 ガバナンスの強化

### (1) 本部における業務運営方針の決定態勢等

#### ア 執行部会の開催

業務運営方針を迅速かつ適切に決定できる体制を充実・強化することを目的として、理事長の招集により、執行部会を原則として毎月2回開催した。

会議開催後に審議内容や決定事項を取りまとめ、本部役職員を始め地方事務所職員に伝達し、理事長の決定事項及び支援センターの課題等が速やかに職員に周知されるよう努めるとともに、指摘については担当部署で検討・対応し、その結果を執行部に報告するなどした。

#### イ 全国地方事務所長会議等の開催

毎年度、全国地方事務所長会議及び同事務局長会議を少なくとも各1回、ブロック別協議会を8ブロックごとに各1回ずつ計8回開催し、出席者とのかつ達な意見交換を通じて、支援センター全体や地方事務所の実績及び課題について協議を実施した。

### (2) 地方事務所における業務運営の実施体制

地方事務所においても執行部会議を毎月開催し、本部が決定した業務運営方針に基づいた迅速かつ的確な業務運営を実施できる体制の構築を図った。

### (3) 常勤弁護士の業務におけるガバナンス強化の取組

常勤弁護士の支援センターの業務の公共性や業務運営方針についての理解を深めるべく、本部主催研修において、新規採用した常勤弁護士を対象に中期計画等に関する講義を実施したほか、法律事務所代表を務める常勤弁護士を対象とした会議でのガバナンスに関する意見交換、常勤弁護士による地方事務所執行部会への出席、地方事務所の執行部と常勤弁護士との意見交換会及び勉強会等の開催などの取組を行った。

## 2 監査の充実・強化

### (1) 業務執行部門から独立した内部監査体制の整備・強化

内部監査・情報セキュリティ監査については、組織運営規程上、業務執行部門の指揮命令系統から独立した監査室の専任職員が中心的役割を担うとともに、全ての内部監査報告等について、監査室長の承認を経て理事長に報告することとし、業務執行部門から独立した内部監査体制を確保した。

### (2) 監事監査、会計監査人による監査及び内部監査との連携

## ア 監事監査

監事監査は、中期目標期間を通じ、毎年度、本部課室及び地方事務所6か所程度を往査する方針とし、監事定期監査計画を策定の上、実施した。

地方事務所往査では、平成28年度から実地監査の効率化のため、質問事項を簡易に整理した監査調書を事前に送付して回答を受け、それを前提に特に重要性の高い監査項目を所長、事務局長へ確認した。

## イ 会計監査人による監査

会計監査人は、独立の立場から、支援センターの財務諸表等に対する意見等を表明することを目的として、本部及び各地方事務所への往査等により監査を実施した。支援センターは、平素から会計処理を適切に行うため、会計監査人の指導・助言を受け、結果を理事長に報告したほか、全国の地方事務所へ通知するなどして、組織的な共有を図った。

## ウ 内部監査・情報セキュリティ監査

内部監査は、平成27年度まで全地方事務所等を2年に1回は往査するものとして計画を策定していたが、平成28年度から地方事務所は3年に1回、地域事務所は4年に1回往査することに変更し、その分、情報システム監査を実施するとともに情報セキュリティ監査を充実させた。

情報システム監査は、基幹システム（業務管理システム）の統合・再構築作業が進められているところ、システムのライフサイクルに合わせた点検の重要性は大きく、平成28・29年度継続して実施した。

情報セキュリティ監査は、28年度から内部監査と同機会に実施したことから、平成26・27年度よりも多くの地方事務所等において情報セキュリティ関連規程の遵守状況を確認でき、情報セキュリティ関連規程を遵守する重要性についての認識向上に役立った。

## エ 各監査の連携

内部統制の構築及び運用状況については、会計監査人監査における指摘事項を監査項目へ反映させることなどにより、監事監査及び内部監査の際に点検することとした。

また、監事及び監査室は、会計監査人から監査計画概要説明や地方往査結果報告、財務諸表等の監査報告を受けるなど、情報共有の場を複数回設けて会計監査人監査との連携強化を図った。

○ 監事監査等の対象事務所数及び会計監査人との情報共有回数

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
監事監査	本部・ 6 地方事務所	本部・ 5 地方事務所	本部・ 6 地方事務所	本部・ 6 地方事務所
内部監査	本部・ 50 地方事務所	本部・ 40 地方事務所	本部・ 33 地方事務所	本部・ 33 地方事務所
情報セキュ リティ監査	6 地方事務所	6 地方事務所	25 地方事務所	16 地方事務所
IT システム 監査	—	—	本部	本部
会計監査人 との情報共 有回数	2 回	3 回	3 回	3 回

### 3 コンプライアンスの強化

#### (1) 内部統制強化のための取組

ア 支援センターの内部統制強化のための検討会での検討に基づき、業務方法書を変更し（平成 27 年 3 月 19 日認可）、ガバナンス推進委員会を内部統制推進委員会に組織再編し、同委員会の下に設置した各小委員会において、内部統制を強化するための取組を実施した。

イ 内部統制推進委員会に設置した各小委員会において、内部統制を強化するための以下の取組を実施した。

(ア) 業務管理小委員会においては、各種監査結果を踏まえて、全国の地方事務所及び法律事務所等の業務・組織の調査及び点検を行い、網羅的なリスク評価を行った後、業務改善を図った。さらに、各種規程類を整備し、内部統制の基盤を強化した。

(イ) コンプライアンス小委員会においては、事例検討会の開催やコンプライアンスマニュアルに対する理解度チェックシートの実施、さらに、強化週間等の設置や集合研修を利用した職員への集中的な啓発など、コンプライアンスに対する理解・意識の向上を多方面から実施した。

(ウ) ICT小委員会においては、業務管理システム再構築の検討や、個人情報保護及び情報セキュリティに関する規程類の点検を実施した。

#### (2) 職員に対するコンプライアンスの推進

コンプライアンスに関する事例検討会の開催や、コンプライアンスマニュアルに対する理解度テストの実施、さらに、強化週間等の設置や集合研修を利用した職員への集中的な啓発など、コンプライアンスに対する理解・意識の向上を多方面から実施した。

#### 4 情報セキュリティ対策

##### (1) 情報セキュリティ関連規程の改定

政府のIT総合戦略本部及び情報セキュリティ政策会議の方針に準じた情報セキュリティ対策について検討を行い、情報セキュリティ対策基準及び関連規定について改定を行うとともに、別途必要な規定については新規に策定した。

具体的には、平成27年度に、これまで規定されていなかった情報セキュリティ委員会の設置、情報セキュリティに係る対策推進計画の策定、自己点検の実施等、支援センターにとって重要な事項を盛り込む改定を行った。

平成29年度には、情報セキュリティ対策基準について、CSIRT（情報セキュリティインシデント（情報セキュリティが害され、又は害されるおそれがある事象）に迅速かつ適切に対応する緊急即応チーム）を設置する条項を新設する等の見直しを行った。

##### (2) 情報セキュリティ委員会の設置

平成28年度に、情報セキュリティ関連規程に基づき情報セキュリティ委員会を設置し、情報セキュリティ対策を推進するための体制を整備した。同委員会では、情報セキュリティ対策推進計画を策定し、情報セキュリティ対策を計画的に推進した。

##### (3) 情報セキュリティ対策の実施

情報セキュリティ対策を講じるため、以下の研修、訓練及び教育・自己点検を実施した。

###### ア 研修

各年度において、支援センター職員に対し、昨今の公的機関への標的型攻撃の実例及び支援センターとしての対策を盛り込んだ研修・教育を実施した。

###### イ 標的型攻撃メール対策訓練

平成28年度は、本部各課室及び地方事務所に対する標的型攻撃メールの対策訓練と、役職員に対して教育サイトを紹介するなどして、注意喚起を徹底した。平成29年度は、業務上外部とメールによる連絡を必要とする全役職員を対象として、昨今の標的型攻撃の実例を踏まえた標的型攻撃メールの対策訓練を実施した。

#### ウ 教育・自己点検

各年度において、職員の情報セキュリティ意識向上のために統一的な教育資料を作成・配布し、全職員を対象とした情報セキュリティ教育を実施し、チェックシートを利用した自己点検を行わせ、その結果を本部において取りまとめた。

#### (4) 関係機関等との連携強化

##### 【中期目標】

##### ① 効果的な連携方策の策定

支援センター本部又は地方事務所は、支援センターの運営の参考とするための関係機関連絡協議会、地方協議会等の会議等を開催する。これら会議の構成については、支援センターの業務内容を踏まえ、公正性・中立性かつ多様性を確保する。

会議形態を採るもののほか、各業務を実施するに当たり、窓口対応専門職員の活用を図るなどして、利用者に対する充実したサービスの提供を図るために最適な方法での関係機関等との連携の維持・強化を図る。

##### 《中期計画》

本部及び地方事務所は、関係機関・団体との連携を強化すべく関係機関連絡協議会、地方協議会等の会議を開催するに当たっては、支援センターの業務運営の公正性・中立性かつ多様性の確保の観点から、その人選を行う。

地方事務所で開催する地方協議会等については、毎年度、年度計画において当該年度に複数回の地方協議会等を開催する地方事務所の数を定め、実施する。また、その開催に当たっては、議題、開催時期・場所、開催回数等を工夫するとともに、参加者に対して支援センターの業務内容を分かりやすく伝達するほか、参加者に対するアンケート調査を実施するなどして意見を聴取する。さらに、会議の形態を採るもののほか、窓口対応専門職員や常勤弁護士を活用するなどして、関係機関・団体との意見交換や研修等を行う。高齢者・障がい者等に対する法的支援に適切な対応ができるよう、地方公共団体、福祉機関・団体や弁護士会、司法書士会等とより密接な連携を図る。

(実績)

##### 1 本部における関係機関連絡協議会の開催について

本部においては、毎年度、関係機関連絡協議会を開催し、関係機関・団体との連携に努めた。

## 2 地方事務所における地方協議会等の開催について

地方協議会等の開催に当たっては、年度計画において当該年度に複数回の地方協議会等を開催する地方事務所の数を定め、司法ソーシャルワーク事業計画を踏まえて福祉機関を中心とした地方協議会を複数回開催するなど、効果的な連携に向けた関係機関・団体の選定にも配慮した。

また、参加者に対するアンケート調査を行い、ニーズに合った議題を選択するなどにより、支援センターの業務内容の理解の促進や、具体的な事例検討や質疑応答を通じて、司法ソーシャルワーク事業を周知するなど、参加者との一層の連携の確保・強化を図った。

加えて、各地の取組について支援センターのグループウェアに掲載し、参考となる事例を全国で共有した。

地方協議会の開催回数は以下のとおりである。

### ○ 地方協議会開催回数（全国合計）

平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
99 回	97 回	87 回	101 回

## 3 高齢者・障害者に対する適切な法的支援に向けた地方公共団体等との連携について

高齢者・障害者等に対する適切な法的支援対応の観点から、地方協議会以外にも、司法ソーシャルワーク事業計画において主要な連携先として掲げている地域包括支援センター、福祉事務所、社会福祉協議会を中心とした福祉機関・団体を個別に訪問して意見交換等を行い、民事法律扶助の巡回相談、出張相談等の制度・手続の周知を図った。その実施回数は、同事業計画を策定した平成 27 年度以降、前年度比で毎年度増加した。

加えて、地方協議会のほか、各地の地方事務所において、地方公共団体その他関係機関・団体に対する業務説明、意見交換等を実施し、具体的事案を把握した場合の支援センターの紹介の促進に取り組んだ。

### 【中期目標】

#### ② 連携強化のための体制構築

支援センターの業務運営に当たっては、自治体又は福祉機関・団体等の関係機関との間の極めて密接な連携が必要とされることに鑑み、その

実施を担う地方事務所の執行部に地方自治・福祉の知識・経験を有する者を起用し、そのような知識・経験を有する者を職員として採用ないし育成するなど、連携強化のための多様性のある体制の構築を行う。

#### 《中期計画》

支援センターの業務運営に当たっては、関係機関との密接な連携が必要となることに鑑み、その実施を担う地方事務所の執行部への地方自治・福祉関係等の知識・経験を有する者の起用や、そのような知識・経験を有する者の活用を図る観点からの職員の配置など、関係機関との連携強化に資する多様性のある体制の確保を図る。

(実績)

#### 1 地方自治・福祉関係等の知識・経験を有する者の地方事務所執行部への起用

地方事務所の業務運営に資するため、ブロック別協議会その他の機会を活用し、各地方事務所において地方自治及び福祉関係等の知識・経験を有する者を執行部へ起用するための取組を推進した。

平成 26 年度から平成 29 年度までの間に、16 か所の地方事務所において、地方自治及び福祉関係等の知識・経験を有する者 17 名を副所長として起用するとともに、平成 30 年度当初に、3 か所の地方事務所において、3 名を副所長として起用すべく、調整を行った。

#### 2 知識・経験のある者の活用の観点からの職員の配置等

ブロック別協議会等において、知識・経験を有する副所長から関係機関との関係構築のための手法等を報告させて情報の共有を図った。また、その知識・経験を有する副所長を補佐する一般職員の確保、社会福祉士の知識を有する一般職員を新卒採用するなど、関係機関との連携強化に資する多様性のある体制の確保に向けた取組を行った。

#### 3 地方公共団体との連携

明石市役所からの要請により、同市役所内に支援センターの窓口を設置し、職員を派遣（平成 26 年 4 月から平成 28 年 3 月まで実施。）して業務を実施し、同市との連携を図るとともに、実践的なノウハウを得るために地方公共団体との連携を行った。

(5) 報酬・費用の立替・算定基準

**【中期目標】**

民事法律扶助業務、国選弁護等関連業務の報酬・費用については、その立替・算定基準について多角的な視点から検討を行い、その結果の適切な反映を図る。

《中期計画》

民事法律扶助業務、国選弁護等関連業務の報酬・費用については、国費支出をより適正なものとする事、事件の困難性や担い手が行う業務内容を適切・公平に反映させること等の多角的な視点から、立替・算定基準について検討を行い、その結果の適切な反映を図る。

(実績)

- 1 民事法律扶助業務の立替基準についての検討・検討結果の反映  
中期目標期間中、以下の取組を実施した。
  - (1) 平成 25 年度に設置した「民事法律扶助審査基準・運用検討プロジェクトチーム」による検討結果を踏まえ、現行基準の下での運用の適正化・平準化を進めるべく、平成 27 年度に
    - ① 債権者少数の任意整理事件・特定調停事件における着手金等の基準額の整備
    - ② 受任者等に対して着手金等の返還を求める場合の基準の方針の確定を行い、これに合わせて民事法律扶助業務運営細則を改正した。
  - (2) 平成 28 年度に、消滅時効援用事件・違法業者対応事件の代理援助立替基準や多重債務事件における関連事件等の事案への対応案を検討し、全国審査委員長会議を開催して協議を実施した。
  - (3) 平成 28 年度に、債務整理事件につき、受任者から処理の困難性について報告がされた案件の着手金増額に関する目安を決定し、全国に周知した。
  - (4) 平成 29 年度に、前記(2)における対応案の検討結果について関係機関及び地方事務所に意見照会し、地方扶助審査委員協議会を開催して協議を行った上で、その結果を踏まえて消滅時効援用事件・違法業者対応事件の基準額を整備し、民事法律扶助業務運営細則を改正した。
  - (5) 立替基準上、基準額に幅のある家事事件について、主な手続ごとの実費・着手金額の目安の設定や困難加算事由を例示するなどし、全国の審査委員に周知した。

## 2 国選弁護士等関連業務の報酬・費用の算定基準についての検討・検討結果の反映

中期目標期間を通じて、契約弁護士からの報酬・費用の算定に対する不服申立ての内容を分析し、算定基準について、日本弁護士連合会との間で定期的な協議を継続した。

また、適正な国費支出、契約弁護士の活動に対する適切・公平な評価（報酬・費用への反映）の観点から、算定基準の改正案を作成し、法務省との間で協議を継続実施した。

平成29年度には、平成30年の改正刑事訴訟法施行を見据え、これまでの分析及び協議の結果を反映した算定基準の改正を実現した。

### (6) 自然災害等に関するリスクへの対応の構築

#### 【中期目標】

支援センターは、その業務が国民等の権利・利益に直接関わる極めて公共性の高いものであること等に鑑み、自然災害等が発生した場合においても業務の継続が可能な態勢の構築を図る。

#### 《中期計画》

東日本大震災の発生等を踏まえ、自然災害等に関するリスクに対応するため、支援センターの業務の継続計画を策定・公表する。

また、その実効性を担保するため、地方事務所等の安全性が確保されるよう努めるとともに、業務継続に必要なバックアップシステムの構築等を行う。

(実績)

#### 1 自然災害に関するリスクに対応する業務継続計画等の策定

東日本大震災の発生を踏まえ、業務継続計画策定に必要な情報収集及び分析を行った上で、リスク災害発生時に継続すべき優先業務の整理を行い、業務継続計画の策定を進め、情報システム運用継続計画（IT-BCP）については、平成26年度に策定を遂げた。

業務継続計画については、平成28年4月に発生した熊本地震において、職員の安全確認態勢が不十分であることが判明したことを受けて、新たな安否確認サービスの導入を前提としたものとする事とし、平成29年度中に策定・公表した。

## 2 バックアップシステムの構築等

支援センターのデータは、業務継続に必要なデータを保全するため、メインデータセンターでバックアップを行っているほか、平成 26 年度から遠隔地に設置されたデータセンター（データ保全センター）においてもバックアップを行っている。

平成 28 年度には、災害発生時に円滑にデータを復旧させるために、データ保全センターの最寄りの地方事務所職員を災害時対応要員として指名し、同職員も含めた復旧に向けた訓練の実施と、データを可及的速やかに復旧させるために当センターで取るべき対応及び関係業者との連携等を定めた手順を策定するなどの対応態勢の整備に取り組んだ。

平成 29 年度は関連システムの再構築作業を通じて、業務継続に必要なバックアップシステムの運用について検証し、次期バックアップシステムにおいて必要な見直しの検討を行った。

## 2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

### (1) 支援センターの業務全般に関する効率化

#### 【中期目標】

#### ① 総論

支援センターは、主に国費によりその業務を運営する法人であることから、可能な限りの効率化を反映させた業務運営体制の整備を進め、以下に掲げる各業務における効率化に関する目標を達成するほか、業務運営全般につき、適時適切な点検・見直しにより、効率的かつ円滑な業務運営を図る。

#### ② 一般管理費及び事業費の効率化

役職員の報酬、給与について、引き続き、国家公務員の給与構造改革の趣旨を踏まえた適切な給与体系の維持、柔軟な雇用形態の活用等による合理化・効率化を行う。人件費及び公租公課以外の一般管理費及び事業費について、無駄を排除するとともに、一般競争入札等の競争的手法の利用の徹底により契約手続の適正性を維持し、全体として効率化に努める。

効率的な運営を図る観点から、集約化やアウトソーシングの活用等により、支援センター全体として管理部門をスリム化することについて検討する。

## 《中期計画》

### ① 総論

支援センターは、主に国費によりその業務を運営する法人であることから、可能な限りの効率化を反映させた業務運営体制の整備を進め、以下に掲げる各業務における効率化に関する目標を達成するほか、業務運営全般につき、適時適切な点検・見直しにより、効率的かつ円滑な業務運営を図る。

### ② 一般管理費及び事業費の効率化

ア 人件費については、業務内容に応じた柔軟な雇用形態の活用及び「国家公務員の給与構造改革」の趣旨を踏まえた適切な給与体系の維持により、経費の合理化・効率化を図る。

また、管理業務の集約化やアウトソーシングの活用等により、支援センター全体として管理部門をスリム化することについて検討する。

イ 業務運営の効率化により、運営費交付金を充当して行う事業については、新規に追加されるもの、拡充分等は除外した上で、一般管理費（人件費及び公租公課を除く。）を、毎年度、前年度比3パーセント削減し、事業費（民事法律扶助事業経費（立替金債権管理事務処理費を除く。）を除く。）を、毎年度、前年度比1パーセント削減する。

ウ 各種契約手続については、競争性、透明性及び公正性を高めるため、原則として一般競争入札及び企画競争等の競争的手法により行う。また、少額随意契約による場合においても、複数の業者から見積書を徴する競争的手法により行う。これらの取組によって、経費の節減を図る。

（実績）

#### 1 人件費の合理化・効率化

##### (1) 柔軟な職員配置及び国家公務員に準じた給与体系の維持

業務内容に応じ、柔軟な雇用形態を活用して常勤職員及びパートタイム・フルタイムの非常勤職員の配置を行い、給与体系についても、国の制度に準じた内容の給与規程を維持しているほか、国家公務員の法改正に合わせて退職手当の規程の改正を行うなど、人件費について適正な水準を維持するよう努めた。

ラスパイレス指数の推移は以下のとおりである。

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
ラスパイレス 指数	80.6	81.2	80.2	80.7

## (2) 管理部門のスリム化等

管理部門においては、年末調整などの給与支給事務につきシステム利用によって申請するペーパーレス化を推進しており、さらに、給与計算に関するアウトソーシングの活用についても引き続き検討を行うなどした。

## 2 一般管理費及び事業費の効率化

中期計画期間中、一般管理費（人件費・公租公課・新規・拡充分を除く。以下同じ。）については、毎年度、前年度比3パーセントを、事業費（立替金債権管理事務処理費以外の民事法律扶助事業経費・新規・拡充分を除く。以下同じ。）については、毎年度、前年度比1パーセントをそれぞれ削減することを目標としていることを踏まえ、毎年度の予算額は、所要経費から効率化係数3パーセント又は1パーセントが削減され、4年間の削減額は、一般管理費が合計451,172千円、事業費が合計84,491千円、総合計で535,663千円となった。

この目標を達成するため、毎年度、業務運営の効率化、経費削減を推進し、3パーセント及び1パーセントの効率化減が反映された各年度の予算額の範囲内で、効率的な予算執行を徹底した結果、以下のとおり毎年度予算額内での執行を実現した。

※ なお、期間中に事業費の執行額が予算額を大幅に下回った主な要因としては、第三世代システムへの移行時期の調整に伴い、この関連経費が持ち越されたことなどが挙げられる。

### ○ 一般管理費 (単位：千円)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
予算額	1,905,040	1,985,420	1,894,698	1,822,430
執行額	1,880,695	1,803,889	1,786,149	1,772,278

### ○ 事業費 (単位：千円)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
予算額	817,150	870,364	933,874	1,236,615
執行額	792,921	784,122	775,418	1,084,278

## 3 各種契約手続の競争性、透明性、公正性の確保

物品の購入、事務所・宿舍の賃借、工事の請負その他の契約を締結するに当たっては、性質上特定の者でなければ納入できないようなもの又は少

額随意契約に該当するものを除き、一般競争入札や総合評価方式といった競争的手法による調達を徹底した。

また、一者応札案件を解消する方策として、ホームページで公表している「一者応札・応募に係る改善方策について」に従い、入札参加が見込まれる業者に対して積極的に入札情報のPRを行うとともに、入札に関する情報として、公告文に加えて入札説明書や仕様書等をホームページに掲示する措置を講じた結果、一者応札の件数・比率ともに低い水準を維持した。

さらに、性質随意契約においては、契約内容を十分に精査した上で、見積書の提出を複数回求めるなどの工夫をしたほか、少額随意契約においても、複数の業者から見積書を徴収し、その中で最も低額な価格で契約することにより、経費の削減を図った。

#### 【中期目標】

#### ③ 事務所の業務実施体制の見直し

##### ア 出張所

出張所については、取扱件数、利用者の利便性等、地域における法的ニーズの把握に努め、設置の要否や職員配置について不断の検討を行い、必要な見直しを行う。

##### イ 司法過疎地域事務所

司法過疎対策地域事務所の設置に際しては、設置基準の厳格化というこれまでの取組に加え、日本弁護士連合会が取り組んでいる司法過疎対策との連携を強化することを前提に、その設置に係る具体的な検討体制や意思決定プロセスを明確化し、その検討過程を明らかにする。

また、司法過疎地域事務所ごとの業務量を把握・分析し、存置の必要性や常勤弁護士の配置人数について検証の上、業務量を踏まえた必要な見直しを行うとともに、担当する事件の性質により、事件処理件数が業務量に直結しないなどの事情がある場合には、その存置の必要性について十分な説明責任を果たす。

#### 《中期計画》

##### ア 出張所

出張所については、取扱件数等の業務量、利用者の利便性等、地域における法的ニーズの把握に努め、その設置・存置、職員の配置等の必要性について不断に検討し、必要な見直しを行う。

##### イ 司法過疎地域事務所

(7) 司法過疎地域事務所の設置・存置等に際しては、設置基準の厳格

化というこれまでの取組に加え、その設置に係る具体的な検討体制や意思決定プロセスを明確化し、その検討過程を明らかにする。

- (イ) 司法過疎地域事務所の設置に当たっては、当該地域の法律事務取扱業務量、実働弁護士数、実働弁護士1人当たりの人口、地域の要望・支援、日本弁護士連合会による公設事務所の設置状況、採算性等の要素について、効率的かつ効果的な業務運営及び支援センターの業務の補完性の観点をも踏まえ、総合勘案した上で、必要な地に設置する。
- (ウ) 司法過疎地域事務所ごとで取り扱う事件の種類・件数等の業務量を把握・分析し、上記(イ)の要素を踏まえて存置等の必要性や常勤弁護士の配置人数について不断に検討し、必要な見直しを行い、事件の性質や関係機関との連携強化への取組など取扱件数が業務量に直結しないなどの事情がある場合には、その存置等の必要性について、十分な説明責任を果たす。

(実績)

## 1 出張所

### (1) 被災地出張所

震災特例法が30年3月末まで延長されたことを受け、被災地の地方公共団体の要望等を踏まえて関係機関と協議・検討し、7か所のいずれも設置期間を30年3月末まで延長した。

※なお、震災特例法が平成33年3月まで再延長されたことを受け、更に設置期間が延長されている。

### (2) (1)以外の出張所

それ以外の出張所(平成25年度末時点で5か所)については、各出張所の業務量、利用者の利便性等、地域における法的ニーズ等の把握・分析に努め、さらに、出張所が設置されている地方事務所及び同支部の執行部と協議を重ねるなどして、業務実施体制の見直しの検討を継続した。

この検討の結果、東京地方事務所が新宿に移転することとなり、業務の重複が生じるに至ったことから、新宿出張所については平成26年6月に廃止した。また、池袋出張所についても、平成30年度に東京地方事務所に統合させることとした。

## 2 司法過疎地域事務所

### (1) 設置・存置等の際の検討体制や意思決定プロセスの明確化

平成 26 年度の鹿角地域事務所設置、平成 27 年度の鱒ヶ沢地域事務所設置に際しては、本部において後記(2)の総合勘案を行ったほか、法務省及び日本弁護士連合会その他の関係機関からの意見聴取を実施した。

(2) 新規設置

平成 26 年度の鹿角地域事務所設置、平成 27 年度の鱒ヶ沢地域事務所設置に当たっては、第 2 期中期計画上の司法過疎地域事務所の設置基準（第 3 期中期計画においても踏襲）に基づき、実働弁護士 1 人当たりの人口、地方裁判所本庁からの移動距離・時間等を勘案するとともに、法律事務取扱業務量、地方公共団体や地方事務所の要望も踏まえて設置の必要性等を検討した。

また、前記 2 か所の事務所の設置においては、いずれも事務所建物の無償貸与を実現した。

(3) 存置等の必要性や常勤弁護士の配置人数についての検討

事務所ごとで取り扱う事件の種類・件数等の業務量を把握・分析した上、取扱件数が業務量に直結しないなどの事情を把握するべく、常勤弁護士による関係機関への情報提供等の活動を把握するための報告制度等を導入した。その後も報告書式を改訂するなどしつつ、検討を継続した。

以上で把握した業務量や事情等のほか、前記(2)の諸要素を踏まえ、存置等の必要性を検討するとともに常勤弁護士の配置人数を見直した。

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
常勤弁護士配置事務所数（養成中を除く。）	84 か所	85 か所	85 か所	85 か所
うち司法過疎地域事務所数	34 か所	35 か所	35 か所	35 か所
新設司法過疎地域事務所	鹿角 (秋田)	鱒ヶ沢 (青森)	—	—

(2) 事業の効率化

**【中期目標】**

① 情報提供業務（犯罪被害者支援業務の一部を含む。）

コールセンターにおける情報提供について、業務量の変動を踏まえつつコストの検証を行い、質を維持した上で効率化できるか不断に検討する。

## 《中期計画》

コールセンターにおける電話とメールによる情報提供と地方事務所における電話と面談による情報提供について、それぞれの利点や利用者のニーズを踏まえた上で、より効率的かつ効果的な情報提供を行う観点から、コールセンターと地方事務所の役割の明確化を図り、コールセンターで対応可能なものについては、地方事務所からコールセンターへの電話転送も活用しながら、コールセンターの利用の促進を図る。そのために、関係機関・団体、利用者に対してコールセンター及び地方事務所で行っている情報提供の種類・内容等について、ホームページや広報を通じて、あるいは関係機関との打合せ等の機会を利用して周知を図る。

また、コールセンターにおける情報提供について、応答率90パーセント以上を維持しつつサービスの向上に努めながら、業務量の変動を踏まえ、サービスに要したコストの構造について不断の分析・検討を行い、効率的な業務運営方法を検討・実施する。

(実績)

### 1 コールセンター及び地方事務所の役割分担と周知等

コールセンターにおける電話やメールによる情報提供と地方事務所における電話や面談による情報提供について、より効率的かつ効果的な情報提供を行う観点から、以下の取組を行った。

電話による問合せ窓口は、原則、コールセンターとし、当初から民事法律扶助を希望する利用者や面談による情報提供を希望する利用者については地方事務所を窓口とする取扱いについて、ホームページやパンフレット、関係機関との各種会議等での説明等を継続的に実施し、周知を図った。

また、テレビコマーシャル、ウェブサイト、広報誌、新聞広告、ソーシャルネットワークワーキングサービスなどを通じて、震災法テラスダイヤル（フリーダイヤル）を広く案内した。

その結果、中期目標期間を通じて、コールセンターでの情報提供件数の割合は、6割以上を維持し、地方事務所等からコールセンターへの内線転送件数は2万件を超える件数を維持した。

### 2 オペレーターの効率的配置

- (1) コールセンターの業務範囲の拡大  
コールセンターにおいて民事法律扶助業務の資力要件を確認するサービスの対象事務所の拡大、地方事務所・支部・出張所の話中電話（話中で応答できない電話）や無応答電話（着信から一定時間内に応答できない電話）をコールセンターに自動転送（話中転送及び無応答転送）する取組実施・継続（対象事務所の拡大

を含む)、災害等の事情により対応できない地方事務所等の電話をコールセンターへ自動転送する取組の実施、メールによる情報提供につき、スマートフォン・携帯電話からの問合せも対応する対象拡大等により、コールセンターの業務範囲を拡大した。

(2) オペレーターの効率的配置

前記業務範囲の拡大の一方で、コールセンターの入電状況を分析し、限られたオペレーター人員について、入電件数が多い平日午前中の配置を増員し、平日夕方から夜間・土曜日の配置を減員するなど、効率的な配置を図り、オペレーターの席数の増加を抑制しつつも、応答率 90 パーセント以上を継続的に維持した。

3 1 コール当たりの運営経費

(1) 運営経費等の考え方

平成 26 年度業務実績報告におけるコールセンター運営経費は、オペレーター人件費（オペレーター職員の管理・指導及び電話対応業務支援を行うスーパーバイザー職員の人件費を除く。）及びコールセンター建物の賃料を基礎としていたが、コールセンター事業の効率化の状況をより適切に計ることができる指標とするため、平成 27 年度以降のコールセンター運営経費は、コールセンターに係る全ての人件費とし、固定経費となる前記賃料を除くこととした。

また、対応件数については、電話による一般的な問合せとは異なる対応を必要とするメールでの問合せ、犯罪被害者案件、民事法律扶助業務の資力要件確認案件につき、各業務量を考慮した係数により調整した件数を算出した。

なお、業務量を考慮した係数とは、通常の電話対応の平均対応時間を 1 とした場合のメール、犯罪被害者案件（電話）、民事法律扶助業務の資力要件確認案件（電話）の各平均対応時間（平成 27 年度・平成 28 年度・平成 29 年度の 3 か年の平均数値）であり、それぞれ、1.25、1.82、1.40 となる。

(2) 1 コール当たりの運営経費

1 コール当たりの運営経費は以下のとおりである。

① コールセンターに係る全ての人件費を対応件数（業務量を考慮した係数を乗じたもの）で除した 1 コール当たりの運営経費

平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
919.7 円	941.2 円	764.8 円	795.3 円

（参考：平成 25 年度 966.3 円）

- ② コールセンターに係る全ての人件費を対応件数（業務量を考慮した係数を乗じていないもの）で除した1コール当たりの運営経費

平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
976.3 円	1,006.0 円	828.8 円	880.7 円

（参考：平成 25 年度 1,009.6 円）

#### 【中期目標】

- ② 民事法律扶助業務（震災法律援助業務を含む。）

審査の適正を確保しつつ、書面審査・単独審査を活用するなどの方法により、事務手続の平準化・合理化を図る。

被援助者の住居地と事件管轄地域とが極めて離れているなどの場合における常勤弁護士を活用した共同受任に積極的に取り組むなどして、事件処理の合理化・効率化を図る。

#### 《中期計画》

- ② 民事法律扶助業務（震災法律援助業務を含む。）

審査の適正の観点から合議制の審査を基本としつつ、簡易な案件について単独審査を行い、援助開始決定時の単独審査の率について前年度以上の増加に努める。また、審査の適正を確保しつつ、援助開始決定時に書面審査を活用したり、援助申込者からの提出書類の合理化などの取組を進める。これらの取組によって、事務手続の平準化・合理化を図る。

被援助者の住居地と事件管轄地域とが極めて離れているなどの事情がある場合に、事案に応じて、両地域あるいは近接する地域に勤務する常勤弁護士同士による共同受任に取り組むなどし、事件処理の合理化・効率化を図る。

（実績）

#### 1 事務手続の平準化・合理化の取組

(1) 単独審査の積極的活用  
同時廃止決定が見込まれる破産事件等の簡易な案件について、単独審査を推進した結果、単独審査を実施する地方事務所数は毎年度増加し、書面単独審査による援助決定件数も増加した。

#### (2) 書面審査の活用

事務手続の効率化を図るため、援助開始決定時における書面審査の活用を推進し、平成 26 年度以降、全地方事務所で書面審査を実施した。

○書面単独審査件数（援助件数全体に占める割合）

平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
28,442 件（26.1%）	29,979 件（27.1%）	36,171 件（32.0%）	57,099 件（48.0%）

(3) その他の取組

援助申込者からの審査提出書類の統一化に向けた従前からの検討を踏まえ、平成 26 年に案件類型別に必要書類を定め、全地方事務所で統一した取扱いとする旨の通知を発出した。

さらに、本部内に設置された組織・運営改革推進本部の業務改善班で検討を重ね、事務手続の合理化・適正化等を総合的に勘案し、民事法律扶助業務における事務手続の全国統一化を目的とした「民事法律扶助にかかる暫定標準モデル」を策定し、平成 27 年 8 月の各地方事務所への意見照会、一部の地方事務所でのパイロット試行を経て、平成 28 年 6 月から全国実施した。

また、その結果を参考にしつつ、「民事法律扶助業務標準モデル」を策定して、平成 29 年 4 月から運用を開始し、全国の地方事務所における実施状況に関する調査・助言を行うなどして同モデルの運用をおおむね定着させるなど、事務の平準化・合理化に向けた取組を推進した。

2 常勤弁護士同士による共同受任の促進

被援助者の居住と事件管轄地域が遠く離れている事案等について、両地域又は近接する地域に勤務する常勤弁護士同士、あるいは常勤弁護士と一般契約弁護士とによる共同受任による事務処理要領をまとめた「民事法律扶助における共同受任マニュアル」を平成 26 年度に作成し、各地方事務所に周知し、同マニュアルにのっとり共同受任を実施するなど、事件処理の合理化・効率化に向けた取組を継続した。

**【中期目標】**

**③ 国選弁護等関連業務**

国選弁護人等の報酬算定に対する不服申立てへの対応について、本部及び地方事務所の役割を明確にしたうえで、事務を適切に分担し、事務手続の合理化・簡素化を図る。また、複数事件の包括的な委託の活用により、業務運営の効率化を図る。

《中期計画》

③ 国選弁護等関連業務

国選弁護等の報酬・費用の算定に係る不服申立てについて、地方事務所限りで再算定するのが適切な案件については、地方事務所限りで処理するなどし、本部と地方事務所の役割を明確にした上で、適切な業務を分担し、事務手続の合理化を継続して図る。

また、業務処理の効率化を図るため、複数事件の包括的な委託の契約締結に努める。

(実績)

1 不服申立ての地方事務所（支部を含む。）限りの再算定について

国選担当副所長会議において全国の地方事務所限りの再算定の状況等について報告し、一層の活用を求めた。

地方事務所で処理された不服申立件数及び割合は以下のとおりであり、引き続き活用を促進する。

平成 26 年度	全 463 件中 82 件（約 17.7%）
平成 27 年度	全 376 件中 45 件（約 12.0%）
平成 28 年度	全 345 件中 47 件（約 13.6%）
平成 29 年度	全 308 件中 42 件（約 13.6%）

2 一括契約弁護士数の増加

多くの地方事務所において、説明会等の機会において、説明資料を配布するなどして、一括契約を周知した。契約弁護士数は、以下のとおり毎年度増加した。

平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
9,402 人	9,967 人	10,563 人	10,898 人

3 一括契約に基づく報酬算定について

一括契約に基づき報酬算定がされた事件数は、平成 26 年度から平成 29 年度までに 4 件のみだった。

その要因として、一括契約に基づく報酬算定がなされるためには、前提として、ある地方事務所において同一の日に複数の即決裁判手続被告事件の指名通知依頼があることが必要になるが（一括契約に基づく報酬算定は、同一の日に複数の即決裁判手続被告事件について指名打診を受け、こ

れらを承諾することが要件となっているため)、その対象となり得る事件数が全国的にみても非常に少数にとどまっていることが挙げられる。

以上のおり、中期目標期間において、一括契約の活用による業務運営の効率化の検証を図ったものの、前記のおり外部的要因に左右される面が大きく、実効性がないと考えられることから、当該方策によって業務処理の効率化を図る計画については見直しを図ることとした。

#### 4 報酬算定業務の集約化

平成 26 年度に設置した国選弁護等報酬算定業務室に報酬計算業務を集約することで、業務を効率的に処理した。

##### 【中期目標】

##### ④ 司法過疎対策業務

司法過疎地域事務所の設置だけでなく、日本弁護士連合会及び日本司法書士会連合会等の司法過疎対策と連携し、支援センターの既存のインフラを活用するなどした司法過疎地域への弁護士誘導等の方策を検討し、その実施を図る。

##### 《中期計画》

司法過疎地域事務所の設置だけでなく、日本弁護士連合会及び日本司法書士会連合会等の司法過疎対策と連携しつつ、必要に応じて、支援センターの既存インフラについて司法過疎地域事務所が設置されていない司法過疎地域で開業する弁護士等の利用を認めるなど、より効率的かつ効果的な形での司法過疎対策を検討する。

##### (実績)

司法過疎地域事務所の設置以外の司法過疎対策として、司法過疎地域の公設系法律事務所（日本弁護士連合会や各地の弁護士会連合会、弁護士会が会費により設置した事務所）へ派遣予定の一般契約弁護士について、常勤弁護士定期業務研修への参加を認め、研修を実施したほか、常勤弁護士及び一般契約弁護士による司法過疎地域における巡回法律相談の実施を継続するとともに、これまで巡回法律相談を行っていなかった地域についても、新たに巡回法律相談を企画・実施した。

また、一般契約弁護士が司法過疎地域の公民館等にいる相談者からの法律相談を地方事務所に設置されたテレビ電話を用いて実施することについて検討するなど、日本弁護士連合会の司法過疎対策と連携しつつ、より効

果的かつ効率的な司法過疎地域における法律サービスの提供を検討・実施した。

### 3 提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとすべき措置

#### (1) 情報提供業務

##### 【中期目標】

##### ① 情報提供業務の質の向上

コールセンターのオペレーター等に対する覆面調査や研修の実施等によりオペレーター等の質を向上させ、利用者に最適で質の高い情報を提供して関係機関への橋渡しを行う。利用者や支援センターと連携する関係機関からの意見を適切に業務改善に活用できる仕組みを構築し、常に制度の新設、制度内容の変更や社会経済情勢の変化に応じた情報提供、各種被災者支援情報を始めとする利用者に役立つ支援情報のフォローアップに更に配慮するなど、必要に応じ情報提供の内容や方法の改善を行う。

##### 《中期計画》

##### ア オペレーター等の質の向上

情報提供窓口業務について、第三者による客観的評価を行い、その評価結果を活用して、ケーススタディー等を内容とする研修を企画し、オペレーター等に対して実施するなど、利用者に最適な情報提供を行う能力を養成し、オペレーター等の質を向上させる。

##### イ 情報提供に係る外国人のニーズへの対応

コールセンター及び地方事務所において、我が国の法制度や相談窓口に関する外国人のニーズに適切に対応するため、外国語による情報提供の態勢を整備する。

##### ウ F A Q等の充実と活用

常に制度の新設、制度内容の変更や社会経済情勢の変化に速やかに対応し、利用者からの意見、要望等に適切に対応するため、F A Qを追加・更新する。

利用者が必要とする関係機関の詳細な情報を速やかに提供するため、関係機関と連携するなどして関係機関情報を追加・更新する。

さらに、これらの情報の活用を図るため、必要に応じて支援センターのホームページ上に公表する。

##### エ 民事法律扶助制度へのスムーズな橋渡し

コールセンター利用者が迅速に民事法律扶助に基づく法律相談援助を受けることができるよう、必要に応じ、コールセンターにおいて利用者の資力を確認し、地方事務所へスムーズな橋渡しを行う。

オ 利用者の利便性の向上

地方事務所における情報提供の特性をいかしつつ、地方公共団体、福アウトリーチするなどの情報提供方法等について検討する。

カ アンケート調査の実施

ホームページ等を利用した通年のアンケート調査や、各情報提供についての利用者に対するアンケート調査を行う。これらの調査において、5段階評価で平均4以上の満足度の評価を得る。

(実績)

1 オペレーター等の質の向上

(1) 第三者による客観的評価の活用

平成26・27年度において、コールセンターと地方事務所を対象として第三者による客観的評価（電話対応覆面調査（ミステリーコール））を実施した。その結果を効果的に活用するため、コールセンターや地方事務所において、客観的評価を踏まえた事例研修を実施し、特に評価結果が良い音声ログをフィードバックするなどにより、研修の実効性を確保した。

(2) 事例集の作成及び活用等

第三者による客観的評価を踏まえ、オペレーター等の的確な主訴把握能力の改善及びFAQ・関係機関データベースからの適切な情報抽出スキルの向上を目的として、オペレーター等の自習用教材となる事例集を作成し、これを活用した研修を実施するなど、対応の質の向上に向けた取組を実践した。

なお、事例集を地方事務所等の全職員に共有することで、法テラス全体の情報提供業務の質の向上にも活用した。

(3) 相談分野別研修資料の活用等

オペレーター等の研修用として相談分野別に作成した教材、確認シート、筆記試験集を地方事務所等の全職員に共有し、これを活用した研修を地方事務所等で実施するなど、法テラス全体の情報提供業務の質の向上に向けた取組を実践した。

(4) 法改正に対する対応

コールセンターでは、総合法律支援法改正や刑法改正に伴い、FAQが作成・更新されたため、これをオペレーターに研修し周知を図った。

2 情報提供に係る外国人のニーズへの対応

外部委託による通訳サービス業者を通じ、電話による多言語情報提供サービスを実施し、対応件数は年度の経過とともに増加した。

また、対応言語についても、毎年度検討のうえ見直しを行い、平成 26 年度及び平成 27 年度の 5 言語から、平成 28 年度は 6 言語へ、そして平成 29 年度は 7 言語へ増加した。

### 3 F A Q等の充実と活用

#### (1) F A Qの追加更新・活用等

データベース上の F A Q について、利用者の問合せに適切に対応できるよう追加・更新を行うとともに、「よく利用される F A Q」をホームページ上で継続的に公開した。

特に、平成 27 年 9 月の関東・東北豪雨や平成 28 年 4 月の熊本地震や平成 29 年 7 月の九州北部豪雨の災害発生を受け、F A Q を基に新たな被災者支援のための Q & A を迅速に作成の上、ホームページ上に掲載し、被災者支援を実施した。

平成 29 年度においては、問合せが多い離婚に関する F A Q では業務経験の少ない職員でも適切な F A Q を選択できるよう F A Q の見直しに着手したほか、法律相談をちゅうちょしている方がその必要性を理解できるフレーズを追加する等の見直しに着手した。

#### (2) 関係機関データベースの継続的な更新及び追加等

データベースの更新・追加を継続的に行うことで、利用者が必要とする関係機関の情報をより適切に提供する体制を整備した。

平成 29 年度においては、関係機関データベースの登録情報全件の一斉内容確認を実施した。

### 4 民事法律扶助制度へのスムーズな橋渡し

コールセンターによる民事法律扶助業務の資力要件確認サービスの対象事務所数を継続的に増加させ、利用者の利便性の向上を図った。

平成 29 年度においては、コールセンターによる民事法律扶助業務の資力要件確認サービス実施後、資力要件を満たす利用者の法律相談予約をコールセンターで受け付ける新たな取組を実施するための体制構築等に着手した。

### 5 利用者の利便性の向上

司法ソーシャルワーク事業計画を踏まえ、利用者への直接的情報提供に加え、地方公共団体、福祉機関・団体等と連携した情報提供（関係機関を

通じての利用者アプローチを含む。)を複数の地方事務所(支部を含む。)で開始し、これを継続実施した。

なお、平成 27 年 9 月の関東・東北豪雨、平成 28 年 4 月の熊本地震、平成 29 年 7 月の九州北部豪雨の発生の際には、被災者からの問合せに対応するため、各災害発生後速やかに F A Q を基にした Q & A の作成・公開や、熊本地震対応に当たっては更に震災法テラスダイヤルの利用など、被災者のニーズに適した情報提供を迅速に実施した。

## 6 アンケート調査の実施

満足度調査の結果、ホームページにおけるアンケートを除き、コールセンター及び地方事務所におけるアンケートにおいて、いずれも 5 段階評価で 4 以上の評価を得た。

### (1) ホームページにおけるアンケート

平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
3.3	3.3	3.3	3.3

対象者：地方事務所等・コールセンター、メールによる情報提供の利用者

調査手法：ホームページ上でのウェブによる利用者アンケート

調査内容：職員対応、内容の的確性、認知経路、利用状況

なお、平成 29 年度において、ホームページにおけるアンケートの周知のため、メール添付のアンケート誘導文言の修正や支援センターのホームページ上のアンケートの文言や表示等の改善を行った。

### (2) コールセンターにおけるアンケート

平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
4.7	4.7	4.7	4.7

対象者：コールセンター利用者

調査手法：情報提供利用直後にガイダンスによるアンケート実施

調査内容：オペレーターの対応についての満足度

(3) 地方事務所等におけるアンケート

平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
4.5	4.5	4.4	4.4

対象者：面談による情報提供を受けた利用者

調査手法：情報提供利用直後に用紙交付によるアンケート実施

調査内容：職員の対応についての満足度

**【中期目標】**

② 法教育に資する情報の提供等

国民に身近な司法の実現における法教育の役割が大きいこと、法教育が紛争の未然防止に役立つことを考慮し、情報提供業務の一環として、関係機関と連携して地域住民等に対する法教育に取り組む。その取組に当たっては、年度計画において具体的な指標ないし事業計画を策定した上でこれを実践する。

《中期計画》

法教育関連事業を行っている法務省その他の関係機関との適切な役割分担を踏まえ、情報提供業務の一環として、それらの関係機関と十分な連携を図りながら、法的問題に関する地域住民等の対応能力を高めるべく、支援センターが取り組む基本方針、実施方法等を盛り込んだ計画を策定・実施し、法教育に資する情報の普及により一層取り組む。

(実績)

1 基本方針・実施計画の策定

法務省その他の関係機関との適切な役割分担を踏まえ、関係機関との十分な連携を図りつつ、本部主催のシンポジウムや全国の地方事務所における各種法教育活動を通して、主として社会人・一般市民に向け法教育に資する情報を広く普及することを基本方針とし、これに沿った実施計画の策定・実施に取り組んだ。

2 法教育の取組

(1) 本部における取組

全国における法教育の普及や一般市民にわかりやすい内容にすること等に配慮し、開催地の選定、平成 28 年度以降、演劇や寄席を活用した地方事務所における取組を取り入れるなどの工夫をしながら、以下のとおり、法教育イベントを開催した。

(平成 26 年度)

名称：法テラスシンポジウム—福祉と司法が連携する社会—

テーマ：司法ソーシャルワーク

実施内容：社会福祉学者による基調講演、常勤弁護士・生活困窮者自立相談支援員による実践報告、パネルディスカッション

参加人数：約 250 名

(平成 27 年度)

名称：法テラスシンポジウム—支え合う社会へ—

テーマ：子どもの貧困から考える生活困窮者の自立支援と司法

実施内容：社会福祉学者による基調講演、常勤弁護士・生活困窮者自立相談支援員による実践報告、パネルディスカッション

参加人数：約 240 名

(平成 28 年度)

①名称：法テラス設立 10 周年記念シンポジウム 法テラス劇場～おとなのための法教育 2016～

実施内容：日常に潜む法的トラブルをテーマとして、演劇や会場参加型のクイズ、弁護士・司法書士による分かりやすい法解説

参加人数：254 名

②名称：法テラス設立 10 周年記念シンポジウム 第 10 回法テラス寄席

実施内容：演目の一つ「帯久」を題材に、現代の法律によるとどのような問題があるのか、理事長と常勤弁護士と落語家によるトークを活用した分かりやすい法解説、参加者との質疑応答

参加人数：289 名

なお、平成 28 年度の法教育イベントについては、イベントを撮影した動画を法テラスホームページや動画サイト（YouTube・法務省チャンネル）に掲載するなど、事後的な周知活動も実施した。

(平成 29 年度)

①名称：法テラスシンポジウム 渡る世間はトラブルばかり～落語と演劇で学んで得する身近な法律～

実施内容：古典落語の演目「紙入れ」を題材に、現代に置き換えるるとどのような問題等があるのか、地方事務所副所長の弁

護士と落語家によるトークを活用した分かりやすい法解説

一般市民にも身近な相続トラブルをテーマとした演劇や会場参加型のクイズと地方事務所副所長の弁護士による分かりやすい法解説

常勤弁護士による法テラスの提供サービスの説明

参加人数：768名

②名称：法テラスシンポジウム 法テラス劇場～演劇とクイズを交えたおとなのための法教育～

実施内容：日常に潜む法的トラブルをテーマとして、演劇や会場参加型のクイズ、弁護士による分かりやすい法解説

参加人数：124名

なお、平成29年度の法教育イベントについては、イベントを撮影した動画を法テラスホームページや動画サイト（YouTube・法テラスチャンネル）に掲載して公開するための準備を行い、事後的な周知活動も進めた（平成30年5月公開）。

## (2) 地方事務所における取組

全地方事務所において、社会人・一般市民向けの講演会、意見交換会、学校における出前授業等のほか、具体的事例を取り入れるなど地域住民等の法的問題に関する対応能力の向上につながるような業務説明を実施した。また、一般市民に向けて開かれた企画を実施するなど各地において趣向を凝らしながら、社会人・一般市民向け講演会等を継続的に実施し、支援センターが展開する法教育を全国に広く普及する活動に取り組んだ。

なお、平成26年度から平成28年度までの年度計画は、支援センターの目的や業務内容を知ってもらうための業務説明を全て法教育事業として含めていたが、支援センターとして行うべき法教育事業の充実について検討を進めた結果、平成29年度計画においては、講演会、意見交換会、学校における出前授業等のほか、業務説明のうち具体的事例を取り入れるなど地域住民等の法的問題に関する対応能力の向上につながるようなもの（参加人数が20名以上のものに限る。）を法教育事業として展開・集計することとした。

さらに、支援センターが取り組むべき法教育事業の充実について検討を進め、平成30年度以降は、一般市民向けの取組のみを法教育事業として整理することとし、他方で、業務説明を含む関係機関向けの取組は、「関係機関等との連携強化」の項目で報告することとした。平成30年度以降の法教育事業において主とする取組は、一般市民向けのシンポジ

ウム、イベント、講演、講座等の実施となり、学校教育向けの取組や矯正施設等での講話等は常勤弁護士を中心に各地の実情に応じて実施していくこととなる。

## (2) 民事法律扶助業務

### 【中期目標】

利用者の情報不足を解消する方策，地理的不便性を解消する方策等利用者の立場に立った運用のための具体的措置を検討し，一般管理費及び事業費の効率化に留意しつつ，これを実践する。審査の適正を確保しつつ，事務処理方法の工夫等により，援助申込みから必要な援助の提供までの期間について，具体的な指標を策定した上で，迅速・適切な援助を行う。

また，法律相談援助において，利用者のニーズをどの程度満たしているのか分析した上で，利用者に対して援助内容・負担費用の違いを十分に説明するとともに，利用者の自律性を尊重しつつ，代理援助や書類作成援助に効果的に結びつける方策を検討・実施する。

### 《中期計画》

#### ① 利用者の利便性の向上

ア 民事法律扶助業務に係る過年度のデータに基づく事件動向の分析その他必要な調査を行い、その結果を踏まえ、一般管理費及び事業費の効率化に留意しつつ、移動相談車両を用いるなどした巡回・出張相談、夜間相談やテレビ電話相談等の活用、契約弁護士・司法書士に関する情報提供の手法等の工夫など、より身近な援助の方策を検討し、実施する。

イ 迅速な援助の提供の観点から、審査の適正を確保しつつ、代理・書類作成援助申込みから援助開始決定までの期間の短縮を図るため、標準処理期間を14日間とし、平均14日以内にその処理を行う地方事務所を全国8割以上とする。

ウ 関係機関や利用者からの意見・要望等を適時適切に契約弁護士・司法書士に伝達するなどし、契約弁護士・司法書士が提供するサービスの質の向上を図る。

#### ② 利用者に対する適切な援助の実施

ア 法律相談援助において、利用者のニーズがどの程度満たされているか分析をした上で、利用者が代理援助と書類作成援助を適切に選択できるように、援助の種類・内容や負担費用の違いを記載した資料等を整備し、適時に見直しを行うなど、利用者の意思を尊重しつつ、代理援

- 助や書類作成援助に効果的に結び付ける方策を検討・実施する。
- イ 法律相談援助のニーズが高い分野について、当該分野の関係機関・団体との連携をより一層図り、当該分野に係るリーフレット等を配布するなどして必要な情報を的確に周知し、問題解決に代理援助・書類作成援助が必要な利用者が適切にこれらを利用できる環境の整備に努める。
- ウ 各地方事務所において、労働・DV・犯罪被害者・多重債務等の専門分野に精通した契約弁護士・司法書士を確保し、専門相談の充実を図るとともに、適切な受任者・受託者の選任に努める。

(実績)

1 利用者の利便性の向上

(1) 夜間相談等を活用した援助の実施

過年度のデータに基づく事件動向の分析等の結果を踏まえ、より身近な援助方策を実施するため、以下の取組を実施した。

- ・ 地方事務所を通じた調査結果を踏まえ、休日、夜間相談のニーズに対応するための態勢を整え、休日・夜間相談を継続的に実施

(休日・夜間相談が実施できる態勢の地方事務所数)

平成 26 年度：休日相談 17 地方事務所 夜間相談 22 地方事務所

平成 27 年度：休日相談 21 地方事務所 夜間相談 22 地方事務所

(休日・夜間相談を実施した地方事務所数)

平成 28 年度：休日相談 37 地方事務所 夜間相談 36 地方事務所

平成 29 年度：休日相談 40 地方事務所 夜間相談 36 地方事務所

※ 平成 27 年度以前から実施していた地方事務所もあるが、実施の有無の調査を開始したのは 28 年度からである。

- ・ 各地方事務所における地域性を生かしながら、福祉関係機関と連携し指定相談場所相談や巡回相談を行う等、利用者の利便性の向上につながるような方策を採用・実施

(2) 地方事務所における契約弁護士・司法書士に関する情報提供の工夫

地方事務所において、法テラスホームページ内の地方事務所ページ上に、契約弁護士・司法書士の情報（事務所住所、業務時間等）の掲載を実施した。

(3) 代理・書類作成援助申込みから援助開始決定までの平均所要時間の短縮

平成 28 年度までに、50 地方事務所のうち 49 地方事務所において、申込みから援助開始決定まで平均 14 日以内とする目標を達成して平成 29 年度もその実績を維持し、迅速な援助を提供した。

○ 申込みから援助開始決定まで平均 14 日を達成した事務所数

平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
45 事務所	48 事務所	49 事務所	49 事務所

(4) 利用者からの意見・要望等の適時適切な伝達

平成26年12月に発出した事務連絡「被援助者からの意見や要望への対応手順」にのっとり、利用者の意見・要望等を契約弁護士・司法書士に適時・適切に伝達する取組を継続し、契約弁護士・司法書士が提供するサービスの質の向上に努めた。

(5) 制度変更等の全体に関わる事項について適時適切な伝達

日本弁護士連合会・日本司法書士会連合会の機関誌等への記事掲載や、ファクシミリ斉送信サービスを利用した契約弁護士・司法書士への情報伝達等により、適時・適切に必要な情報伝達を効率的に実施した。

2 利用者に対する適切な援助の実施

(1) 代理援助や書類作成援助に効果的に結び付ける方策

法律相談援助利用者が、代理援助と書類作成援助を適切に選択できるよう、援助の種類・内容や負担費用の違いを記載した資料等の見直しを行い、ツイッターを利用した周知活動を行うなど、代理援助や書類作成援助に効果的に結び付ける方策を実施した。

(2) 関係機関・団体との連携による代理援助・書類作成援助の申込み環境の整備

各地方事務所で、福祉事務所等関係機関の勉強会に参加し、ニーズに応じた業務説明やリーフレット配布を行うなどして連携を強化するとともに、利用者が関係機関を通じてスムーズに代理援助又は書類作成援助を申し込める環境の整備を行ったほか、本部においても、日本弁護士連合会・日本司法書士会連合会等関係機関との協議会を通じ、連携強化を図った。

(3) 専門分野に精通した契約弁護士等の確保及び専門相談の充実

ア 専門相談について

弁護士会・司法書士会と連携・協力しつつ、専門相談の実施・拡充に努め、DV、労働、女性、消費者、医療、外国人等の問題に関する専門相談の実施を推進した。

○ 専門相談実施事務所数（支部・出張所を含む）

平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
12 事務所	15 事務所	15 事務所	18 事務所

イ 小規模事務所等における取組

小規模地方事務所等、専門相談を設けるに至っていない地方事務所等においても、弁護士会・司法書士会との連携・協力等により専門名簿を作成して当該名簿から弁護士・司法書士を紹介できる態勢を整備したり、弁護士・司法書士の専門分野・取扱分野等の情報を蓄積して相談内容に配慮した配点を行うなどの工夫を行った。

(4) 熊本地震の被災者への対応

平成28年4月に発生した熊本地震に対応するため、同年6月3日に公布された改正総合法律支援法に基づく被災者法律相談援助について、業務方法書等の規程類の改正作業やマニュアル類の策定、日本弁護士連合会・日本司法書士会連合会等との協議、利用促進を図るための広報活動などの準備を迅速に進め、同年7月1日から円滑に援助を開始した。

また、地震発生後、弁護士会・司法書士会等と協議し、被災者への迅速かつ適切な法的サービスを実施するための方策について検討を行った。

さらに、移動相談車両を利用した巡回相談を実施するなど、利用者への適切な援助の実施に努め、平成29年5月12日までに、被災者法律相談援助10,142件を実施した。

(5) 特定援助対象者への援助準備及び施行

平成30年1月24日から施行した特定援助対象者への新たな援助に対応するため、業務方法書等の規程類の改正作業やマニュアルの策定、厚生労働省や日本弁護士連合会及び日本司法書士会連合会等との協議、利用促進を図るための広報活動などの準備を進め、同日から援助を開始した。

また、施行までの間に、厚生労働省及び全国社会福祉協議会を通じ、本援助の申入れを行う支援者である全国の福祉機関等への周知を行うとともに、地方事務所においても、地方協議会や福祉機関等が行う会議や研修での説明、制度説明書類の配布等を行い、本制度の周知活動に努めた。

さらに、弁護士・司法書士に対しても、本部において日本弁護士連合会及び日本司法書士会連合会を通じた制度説明や研修における講義を実施したり、地方事務所で各単位会との協議等を行う等、本制度の理解を深めるよう努めた。その結果、59 地方事務所・支部において特定援助対象者法律相談援助用の相談担当者名簿を準備し、本制度の担い手となる弁護士・司法書士の確保をすることが出来た。

なお、名簿が備え付けられなかった1事務所においても速やかに相談担当者を選任する運用を開始しており、対象者への適切な援助を実施できる態勢とした。

(6) 障害者や外国語を母国語とする利用者への適切な援助の実施

民事法律扶助制度のしおりや援助申込書類、契約書類、返済に関する説明書等の外国語翻訳版の改訂に加え、しおりについては新たに点字版を作成して地方事務所に配布する等、障害者や外国語を母国語とする利用者が、民事法律扶助制度について正しく理解し、適切な援助を受けることができ環境を整備した。

(3) 国選弁護等関連業務

**【中期目標】**

① 迅速かつ確実な選任・選定態勢の確保

地域ごとに、裁判所， 検察庁， 警察及び弁護士会との間で協議の場を設けるなどして， 迅速かつ確実に， 国選弁護人等の選任等が行われる態勢の確保を図る。裁判所からの国選弁護人等候補者指名通知請求を受けてから裁判所に候補を通知するまでの時間について， 具体的な指標を策定した上で， 迅速・適切な指名通知を行う。

② 裁判員裁判対象事件への対応態勢の強化・充実

弁護士会と連携の上， 裁判所の協力を得て， 全ての裁判員裁判対象事件で， 十分な知識・経験を有し， かつ， 集中審理に対応し得る国選弁護人の選任が確実かつ迅速に行われるよう， 国選弁護人の選任態勢を充実強化する。

裁判員裁判対象事件については， 各地方事務所が， 弁護士会と連携の上， 裁判所の協力を得て， 裁判員裁判対象事件における刑事弁護に関する知識・経験を多くの弁護士が共有できるような国選弁護人の選任の運用の工夫に一段と努める。

また， 裁判員裁判への適切な対応を可能とするための常勤弁護士に対する実践的研修を実施し， 各地域における対応態勢の強化・充実に資するよう努める。

③ 契約弁護士のサービスの質の向上に資する取組

関係機関・団体と連携・協力して、制度の変更、裁判員裁判に関する知識・経験等、契約弁護士が提供するサービスの質の向上に資する情報の収集に努めるとともに、適時適切に契約弁護士に対する周知を図るなどして、国選弁護等サービスの質の向上を図る。

《中期計画》

① 迅速かつ確実な選任・選定態勢の確保

ア 迅速かつ確実に国選弁護人及び国選付添人の選任並びに国選被害者参加弁護士の選定が行われる態勢の確保を図るため、各地方事務所単位で、裁判所、検察庁、警察及び弁護士会との間で、各事業年度に1回以上、定期的な協議の場を設ける。

イ 裁判所からの国選弁護人等候補指名通知請求を受けてから裁判所に候補者を通知するまでの所要時間の短縮を図るため、地方事務所ごとに手続類型別の目標時間(被疑者国選弁護事件については遅くとも24時間以内等)を設定し、実施する。

② 裁判員裁判対象事件への対応態勢の強化・充実

弁護士会と連携の上、裁判所の協力を得て、全ての裁判員裁判対象事件で、十分な知識・経験を有し、かつ、集中審理に対応し得る国選弁護人の選任が確実かつ迅速に行われるよう、国選弁護人の選任態勢を充実強化する。その目的を達するため、裁判員裁判にも適切に対応し得る刑事弁護に高い能力を有する常勤弁護士を確保し、実務に即した弁護活動についてのノウハウ等の蓄積を行うとともに、契約弁護士との連携を密接に行うほか、裁判員裁判の経験や裁判員裁判に関する研修の受講などを登載条件とする実効性ある裁判員裁判専用の国選弁護人候補者名簿の整備を全国的に行うなど、一層の選任態勢の充実に努める。国選弁護人が複数選任される際には、裁判員裁判対象事件の弁護の経験者と非経験者が選任されるなど国選弁護人選任の運用の工夫に一層努める。

③ 契約弁護士のサービスの質の向上に資する取組

弁護士会等と連携・協力して、制度の変更、裁判員裁判に関する知識・経験等、契約弁護士が提供するサービスの質の向上に資する情報の収集に努め、その情報を適時適切に契約弁護士に対して周知するなどし、国選弁護等サービスの質の向上を図る。

(実績)

1 迅速かつ確実な選任・選定態勢の確保

(1) 選任態勢に関する関係機関との協議

中期目標期間を通じて、全ての地方事務所・支部において、毎年度1回以上、関係機関との間で、国選弁護人及び国選付添人の迅速かつ確実な選任態勢に関する協議（個別事件に関する協議を含む。）の場を設け、延べ回数は毎年度、前年度を上回っており、平成26年度は429回、平成27年度は467回、平成28年度は488回、平成29年度は489回に及んだ。

本部においても、毎年、日本弁護士連合会と定期的に指名通知の迅速化について協議を行った。

(2) 指名通知までの所要時間の短縮

ア 目標時間の設定

被疑者国選弁護事件については、全ての地方事務所において、原則として数時間以内、遅くとも24時間以内と設定している。

被告人国選弁護事件については、ほぼ全ての地方事務所において、原則24時間以内、遅くとも48時間以内と設定し、その余の地方事務所においても、「裁判所が指定した期限まで」などと目標時間を設定している。

国選付添事件については、全ての地方事務所において、原則数時間以内、遅くとも48時間以内と設定している。

イ 目標時間の達成状況

全ての地方事務所において、被疑者国選弁護事件、被告人国選弁護事件、国選付添事件のいずれについても、おおむね設定された目標時間内に指名通知が行われた。

被疑者国選弁護事件については、ほとんどの事件が指名通知請求の当日に指名通知に至っており、全事件に占める指名通知請求から24時間以内に指名通知が行われた事件の割合の推移は次のとおりである。

平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
99.7%	99.8%	99.9%	99.9%

2 裁判員裁判対象事件への対応態勢の強化・充実

(1) 国選弁護人選任態勢の強化・充実

ア 裁判員裁判対象事件における国選弁護人の選任に関する協議

中期目標期間を通じて、全ての地方事務所（以下、支部を含む。）において、年1回以上、裁判所及び弁護士会との間で、裁判員裁判

対象事件における国選弁護人の選任に関する協議を実施した（個別事件に関する協議を含む。）。

#### イ 裁判員裁判対象事件用名簿の整備

裁判員裁判専用の国選弁護人候補者名簿が作成された地方事務所数は、平成 29 年度までに 33 事務所（平成 25 年度 20 事務所）となり、また、複数の地方事務所において、同名簿の登載要件あるいは更新要件として、弁護士会における研修等が義務付けられるようになった。

本部においても、裁判員裁判対象事件における国選弁護人の選任について、日本弁護士連合会と協議を行った。

#### ウ 裁判員裁判に関する知識・経験の共有

裁判員裁判に関する研修や協議会等を実施した地方事務所は、平成 29 年度までに 46 か所に達している（実施方法は、地方事務所主催のほか、各地の弁護士会との共催、裁判所との共催がある。）ほか、複数の地方事務所においては、すでに協議会等で取り決めた方針が定着し、安定的な運用が図られている状況にある。

### (2) 刑事弁護に高い能力を有する常勤弁護士の確保

#### ア 常勤弁護士を対象とする裁判員裁判関連研修の実施

裁判員裁判弁護技術研究室において、常勤弁護士の裁判員裁判の弁護技術の向上のため、常勤弁護士が実際に取り扱った裁判員裁判事件を基に議論を行う裁判員裁判事例研究研修を企画し、中期目標期間に延べ 10 回実施するとともに、平成 25 年からは、裁判員裁判を多く取り扱う常勤弁護士を対象とした、より専門性の高い裁判員裁判専門研修を企画し、中期目標期間中に延べ 8 回を実施予定であり、常勤弁護士の裁判員裁判の弁護技術の能力向上を図った。

#### イ 裁判員裁判弁護技術研究室の取組

常勤弁護士が担当する裁判員裁判の報告内容につき、裁判の進捗や主張、争点の見通しを含めた網羅的な内容を把握できるものとし、報告期限を定めるなどの見直しを行ったことで、適宜適切な指導を実施した。

また、上記研修については、実施ごとにアンケート結果等を踏まえ、内容や時間配分等を随時見直すことで、研修員が積極的に参加できる充実した研修の実施に努めた。

### 3 契約弁護士のサービスの質の向上に資する取組

#### (1) 説明会の実施等

全ての地方事務所において、契約弁護士（契約弁護士になろうとする新規登録弁護士を含む。）に対する説明会又は説明資料（「国選弁護関連業務の解説」、「国選付添関連業務の解説」、「国選弁護人契約弁護士のしおり」等）の配布を実施した（弁護士会との共催を含む。）。

## (2) 研修の開催等

57 か所の地方事務所（支部を含む。）において、中期計画期間を通じて延べ 796 回、契約弁護士の弁護活動の質の向上に資する研修を実施した（弁護士会との共催を含む。）。

研修の内容は、新規登録弁護士対象の被疑者・被告人国選事件の手続の流れ等のほか、尋問技術や弁論に関するものや、刑の一部執行猶予制度、裁判員裁判対象事件に特化したもの、少年事件受任に関するものなどであり、法改正を踏まえた内容も取り入れている。

契約弁護士のサービスの質の向上を目的する研修を 1 回以上実施した地方事務所（支部を含む）の数は以下のとおりである。

平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
52 地方事務所	55 地方事務所	56 地方事務所	57 地方事務所

## (3) 報酬請求に関する規程等の周知

契約弁護士が諸規程を理解していることが正確な報告と過誤事案の防止に重要であると考えられることから、前記(1)記載のとおり、各地方事務所において、契約弁護士になろうとする弁護士に対し、「国選弁護関連業務の解説」及び「国選付添関連業務の解説」を配布するとともに、ホームページで紹介して、報酬請求に関する規程等の周知を図った。

また、本部では、算定基準に関する法テラスの考え方を示した説明文書を作成し、地方事務所における算定基準に関する説明等に活用した。

さらに、平成 29 年度の約款改正に当たっては、本部から全契約弁護士に対し改正点等を分かりやすくまとめた説明資料を配布し、ホームページにも掲載して周知を図った。

## (4) 事件報告に関する取組

### ア 接見資料による報酬算定

平成 21 年に導入した接見資料の制度(※1)の浸透により、契約弁護士による支援センターへの正確な弁護活動の報告を推進している。

#### イ 公判時間連絡メモ(※2)による報酬算定

公判時間連絡メモを参照して、国選弁護士等の過失等による申告内容の誤りがないか確認しつつ報酬算定を行う運用を徹底している。

##### ※1 接見資料の制度

被疑事件の国選弁護士に選任された国選弁護士契約弁護士が基礎報酬及び多数回接見加算報酬を請求する際には、支援センターが細則で定める接見の事実を疎明する資料に足りる客観的な資料を提出することになっている。

##### ※2 公判時間連絡メモ

支援センターの指名通知により選任された国選弁護士等が関与する事件について、期日に立ち会った書記官が支援センターから送付を受けた書式に所定事項(当該事件の期日、開始時刻、終了時刻等)を記載して作成するメモ。

#### (4) 犯罪被害者支援

##### 【中期目標】

##### ① 犯罪被害者支援業務の質の向上

犯罪被害者等に対する的確な情報を効率的に提供するなど、犯罪被害者等に対する充実したサービスの提供を図るため、被害者支援連絡協議会の場を積極的に活用するなどして、犯罪被害者等の援助を行う団体その他の者との連携の維持・強化を図り、ニーズのくみ上げを行い、その成果を業務に反映する。

職員の接遇による二次的被害がないよう、犯罪被害者等の心情に配慮した接遇を行うための研修を行い、職員の犯罪被害者等に対する対応能力を向上させる。

各地方事務所において、犯罪被害者等の援助に精通している弁護士を紹介する態勢整備・拡充を図る。各地方事務所は、犯罪被害者等の援助に精通している女性弁護士を複数名確保し、更なる増加に努める。

経済的に余裕のない犯罪被害者等が、民事法律扶助制度を適切に活用して被害回復を行えるように、適切な情報提供を行い、犯罪被害者等からの民事法律扶助の援助申込みに対し、より迅速に援助を開始し、犯罪被害者等の援助に精通している弁護士の選任などを通じ、充実した支援の実施に努める。

##### ② 被害者参加旅費等支給業務の適切な実施

被害者参加旅費等支給業務について、裁判所との連携を図りながら、迅速かつ適切にその業務を遂行するよう努める。

《中期計画》

① 犯罪被害者支援業務の質の向上

ア 犯罪被害者支援に関し、犯罪被害者支援連絡協議会の場を積極的に利用するなどして、犯罪被害者等やその支援に携わる者の意見を聴取する機会を地方事務所単位で各事業年度に1回以上設け、犯罪被害者等やその支援に携わる者から構成される団体等との連携の維持・強化を図る。

また、犯罪被害者等に対する情報提供に関して、できる限り効率的な業務運営を行いつつ、これまでの相談内容やそれへの対応状況、犯罪被害者等及びその支援に携わる者の意見等からニーズをくみ上げる。

これらの取組を踏まえ、必要に応じて業務の改善等、適切な対応を行うとともに、弁護士会等の関係機関と連携して、支援センターを通じて犯罪被害者支援に携わる弁護士が提供するサービスの質の向上に努める。

イ 犯罪被害者支援に関し、犯罪被害者等の心情に十分に配慮した懇切・丁寧かつ迅速・適切な対応に努める。

また、支援センターが提供する犯罪被害者支援の内容及び質を全国的に均質かつ一定の水準以上のものとするため、犯罪被害者等に対する窓口における情報提供を担当する職員に対し、二次的被害の防止のための方策等の研修を各事業年度に1回以上実施する。

ウ 各地方事務所単位において、弁護士会等と連携して、犯罪被害者支援に精通している弁護士の確保に努める。とりわけ、犯罪被害者支援に精通している女性弁護士について、複数名を確保した上で、毎年度、前年度より全国の契約者数の更なる増加に努める。このような取組を通じ、犯罪被害者支援に精通している弁護士を紹介する態勢の整備・拡充を図る。

エ 経済的に困っている犯罪被害者等が民事法律扶助制度等を確実に利用できるよう、専門相談から弁護士の選任までの手続を整備するなどして、より迅速な援助開始、専門的知見を有する適切な弁護士の選任等に努める。

② 被害者参加旅費等支給業務の適切な実施

公判期日に出席する被害者参加人に対する旅費等の支給については、これを迅速に行うため、裁判所と密接な連携を図りながら、受理から支給までの目標期間(おおむね2週間以内)を定め、実施する。

(実績)

1 犯罪被害者支援業務の質の向上

(1) 関係機関との連携と利用者のニーズの把握

ア 被害者支援連絡協議会への参加

台風等で中止になった地方事務所を除き、毎年度全ての地方事務所において、被害者支援連絡協議会に参加（なお、台風等で中止になった地方事務所においても、資料を共有する等の方法で連携し、情報共有を行った。）し、地域の中で犯罪被害者支援に携わる機関と連携を深めた。また、DV防止法第9条の趣旨に基づいて開催されている協議会等に関しても、毎年度多くの地方事務所が参加し、DV被害者の支援に携わる関係機関との連携の維持・強化に努めた。

イ 関係機関への意見聴取の実施

全ての地方事務所において、毎年度、犯罪被害者等やその支援に携わる者の意見を聴取する機会を1回以上設け、利用者のニーズのくみ上げを図っており、聴取対象の関係機関数は、中期目標期間を通じて1,100件を越える水準を維持した。

意見聴取の結果、平成25年度途中に開始された被害者参加旅費等支給業務に関して、わかりやすい説明を求める声が多く寄せられているため、本部において、関係機関・団体向けの説明資料を作成の上、地方事務所へ提供した。

○ 意見聴取を行った回答機関・団体数の推移

平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
1,196件	1,342件	1,378件	1,484件

○ 意見聴取結果の推移

① 全国の法テラス地方事務所で犯罪被害者業務を行っていること

平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
92.4%	94.0%	95.4%	94.5%

② 犯罪被害者支援ダイヤルの設置について知っていること

平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
77.3%	79.7%	81.0%	76.8%

③ 犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士を紹介していること

平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
80.5%	85.1%	86.7%	84.7%

④ 被害者参加人の意見を聞いて、国選被害者参加弁護士の候補を指名すること

平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
41.6%	43.4%	47.2%	45.8%

⑤ 刑事裁判へ出席した被害者参加人へ、法テラスから旅費等が支払われていること

平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
37.1%	39.9%	42.1%	38.6%

ウ 利用者や関係機関・団体からの意見聴取等

本部においては、第三次犯罪被害者等基本計画において課題とされている深刻な被害に進展するおそれの強いDV、ストーカー、児童虐待の被害者に対する法的支援に関し、充実した支援が行えるよう、日本弁護士連合会、法務省、警察庁、厚生労働省等と意見交換を実施し、平成30年1月24日の改正総合法律支援法施行後、適切に援助を実施した（平成29年度援助実施件数：141件）。また、日本弁護士連合会とは定期的な協議開催に加え、利用者に対するアンケート調査結果を共有し、利用者から寄せられた意見をもとに業務改善に関する検討を行った。ホームページやリーフレット等の広報物の記載をわかりやすくするだけでなく、法改正等を契機としたFAQの作成・更新の他、できるだけ平易な言葉を用いたFAQを作成する等利用者が利用しやすい広報に努めた。DV等被害者法律相談援助については、援助の利用方法などに関するQ&Aを掲載したチラシを作成し、積極的な広

報を行った。

また、関係省庁の課長等が参加する連絡会議及び都道府県・政令指定都市犯罪被害者等施策主管課室長会議の場において、DV等被害者法律相談援助を含む犯罪被害者支援業務の説明のうえ、協力を依頼し、積極的な利用と引き続いての連携の維持を依頼した。

地方事務所においては、利用者や関係機関等の意見を踏まえ、弁護士会等関係機関の協力を得て、協議会を開催する等連携の機会を設け、業務説明等を行う等の取組を行った。

## (2) 犯罪被害者支援に係る職員の対応向上のための取組

### ア 犯罪被害者等の心情に配慮した対応の推進

本部関係課室、コールセンター及び地方事務所の間で、本部・コールセンターへ寄せられた利用者からの意見を共有し、改善点を見出すなど犯罪被害者等の心情に配慮した対応を推進した。

特に、社会的関心の高い事件等については、被害者等の支援に一層慎重な配慮を要することから、該当する事件への対応について、地方事務所と本部との間で情報を共有し、本部から地方事務所に対して必要な援助を行った。

### イ 二次的被害の防止のための方策の研修の取組

全ての地方事務所等の担当職員を対象に実施する本部主催の犯罪被害者支援業務担当職員研修のほか、犯罪被害者等と接する機会の多い民事法律扶助業務の担当者や事務局長を対象とした研修や人事課主催の階層別研修において、犯罪被害者による講演、犯罪被害者支援に取り組んでいる弁護士・検事による講演・講義、臨床心理士による講義等を内容とする研修を実施し、二次的被害の防止や二次受傷に関する知識の習得だけでなく、刑法の一部改正の趣旨を踏まえ、犯罪被害者等の置かれている実状を理解して懇切・丁寧な応対を心掛けるよう指導を行った。

さらに、犯罪被害者支援に携わる機関等が主催する研修へ積極的に参加する等、被害者支援に関する知識の習得に努めた。

## (3) 精通弁護士紹介態勢の整備

本部と日本弁護士連合会、地方事務所と各弁護士会との連携により、犯罪被害者支援に精通している弁護士数は 3,736 名（平成 25 年度比 1,031 名増）となった。さらに、被害者から紹介希望の多い女性弁護士については、平成 29 年度までに 849 名となり、全ての都道府県で複数名の女性弁護士を確保した。

また、被害者の個々の状況に応じて必要なサービスが提供できるよう、職員研修の場を利用するなどして、精通弁護士紹介に関する事例検討等を行った。

コールセンターから地方事務所への精通弁護士紹介案件の取次状況を、本部、地方事務所担当者・事務局長においても共有し、できる限り速やかに弁護士へ橋渡しできるように努めた結果、精通弁護士紹介までに要する平均日数は2日～3日（営業日）の間で推移している。

○ 精通弁護士名簿登載者数及び紹介件数

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
男性	2,311 名	2,649 名	2,821 名	2,887 名
女性	697 名	792 名	842 名	849 名
合計	3,008 名	3,441 名	3,663 名	3,736 名
紹介件数	1,491 件	1,603 件	1,677 件	1,705 件

(4) 犯罪被害者等が民事法律扶助等を確実に利用できるようにするための取組

ア コールセンターにおいては、犯罪被害者等のための犯罪被害者支援ダイヤルを設け、犯罪被害者支援の経験や知識のある担当者を配置し、民事法律扶助制度、日弁連委託援助制度、DV等被害者法律相談援助に関する知識習得や、犯罪被害者に適切に対応するための研修を実施し、犯罪被害者に対する経済的な援助制度に関する説明を徹底した。

イ 本部においては、各援助制度の周知を図るため、できる限り平易な言葉を使用したFAQやリーフレット、説明資料の整備を行うとともに、ホームページを改修し、制度を正しく理解の上、利用していただくよう努めた。

ウ 地方事務所においても、犯罪被害者支援に関する複数の制度について、積極的な情報提供を行うとともに、関係機関・団体への業務説明や意見交換、犯罪被害者週間における啓発活動を通じて、地域ネットワークの中で制度周知を図った。

さらに、同一弁護士による切れ目のない支援を実施するために、精通弁護士に登録し、民事法律扶助契約、日弁連委託援助契約をしている被害者参加弁護士契約弁護士の確保に努めた結果、平成 29 年度ま

でに 2,704 名（平成 25 年度比 905 名増）を確保した。

また、DV、ストーカー、児童虐待の被害者に対する新たな法律相談を円滑に実施するために、弁護士会等関係機関と協議を行い、連携を深めるとともに、全国において担い手である契約弁護士を確保した（契約弁護士数：1,716 名）。

## 2 被害者参加旅費等支給業務の適切な実施

### (1) 裁判所等との連携

支援センターでは、裁判所及び法務省等と情報を共有し、恒常的に裁判所と連携を図りながら必要な判断を行い、適切かつ迅速に被害者参加旅費等の支給ができるよう取り組んだ。月ごとの受理件数が大きく変動する中で、支給事務に関するマニュアルの整備・充実化やセンター内部の事務フローの見直しを図り、被害者参加人への旅費等の支給の効率化に取り組んだ。また、日本弁護士連合会犯罪被害者支援委員会と連携し、犯罪被害者支援ニュースを通じて、旅費支給を希望する参加人が適切に制度を利用できるよう弁護士を対象とした制度周知も図った。

### (2) 目標期間の設定・実施

また、毎月 3 回の送金日を設け、裁判所等との協議を要するなどの特段の事情がある請求を除いて、全ての請求について、請求の受理からおおむね 2 週間以内の支給を達成した。

#### ○ 請求件数及び送金金額

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
請求件数	2,578 件	2,594 件	2,912 件	2,685 件
送金金額	17,642,020 円	19,757,395 円	20,512,355 円	21,668,037 円

## 4 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画

### (1) 自己収入の獲得

#### 【中期目標】

寄附金の受入れや有償事件の受任等により、自己収入の獲得・確保に努める。

また、支援センターの業務の実施に当たっては、国と地方の役割分担の観点を踏まえつつ、地方公共団体その他関係機関・団体からの財政的支援

の獲得に努める。

《中期計画》

(1) 寄附金収入

新たな寄附の受入れ方法を検討・実施するなどして、一般人からの寄附等の寄附金の受入れ等による自己収入の獲得に努める。

(2) 有償受任等による自己収入

司法過疎地域に設置した事務所において、民事法律扶助事件、国選弁護等関連事件に適切に対応した上で、有償事件の受任等により、自己収入を確保する。

(3) 財政的支援の獲得

地方公共団体その他関係機関・団体からの財政的支援（例えば、事務所の無償又は廉価な賃貸料での貸与等）の獲得に努める。

（実績）

1 寄附金収入獲得への取組

寄附金収入については、法テラス公式ツイッター等の新たな通信手段を用いた呼びかけや、使途特定寄附金制度（寄附金の使途を特定することで寄附者の意向に沿った活用ができる制度）やしよく罪寄附に関するチラシ等を作成・配布するなど、寄附金獲得に向けた様々な方策を検討し、実施した。

寄附金の受入状況は以下のとおりである。

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
しよく罪寄附	18,816 千円	34,594 千円	52,610 千円	36,935 千円
一般寄附	7,980 千円	52,319 千円	1,916 千円	3,988 千円
計	26,796 千円	86,913 千円	54,526 千円	40,923 千円

2 有償受任等による自己収入

本部で行う研修等において、常勤弁護士に対し、自己収入の確保の必要性や重要性につき講義を行うなどして認識させ、常勤弁護士において、地域の実情に応じ、民事法律扶助事件、国選弁護・付添事件について適切に対応した上で、有償事件をより積極的に受任するよう促し、平成 27 年度の水準を維持することができた。

- 司法過疎地域事務所における事業収益

年度	地域事務所数	事業収益
平成 26 年度	34 か所	214,756 千円
平成 27 年度	35 か所	173,042 千円
平成 28 年度	35 か所	204,324 千円
平成 29 年度	35 か所	173,721 千円

### 3 財政的支援の獲得

東日本大震災の被害が甚大であった宮城県、岩手県及び福島県に設置した被災地出張所 7 か所については、地方公共団体等から敷地（6 か所）又は建物（1 か所）の無償提供を受けている。

また、平成 26 年度に設置した鹿角地域事務所（秋田県鹿角市）及び平成 27 年度に設置した鱒ヶ沢地域事務所（青森県鱒ヶ沢町）についても、建物の無償提供を受けている。

#### (2) 民事法律扶助における立替金債権等の管理・回収

##### 【中期目標】

回収した立替金等が将来の民事法律扶助の被援助者への立替金に充てられるという相互扶助の観点から、立替金債権等の管理・回収が民事法律扶助業務の重要な一要素であることを踏まえ、以下の(1)ないし(3)の立替金債権等の管理・回収の取組を行う。

##### (1) 効率的かつ効果的な立替金債権等の管理・回収方法の工夫

債権管理システムの導入によって得られたデータを活用し、関係部課が十分に連携するなどして、民事法律扶助の被援助者の属性や立替金等の償還状況を分析し、その償還の滞納の理由・事情に応じた効率的かつ効果的な立替金債権等の管理・回収の取組を実施する。

##### (2) 償還率の向上

立替金債権等の管理・回収についての取組が適切に反映され、回収見込みのある債権について、効率的かつ効果的に管理・回収が行われたかが検証可能な指標として償還率を定義付けた上、その償還率の向上を図る。

##### (3) 立替金債権等の管理・回収状況の開示

発生年度ごとの立替金債権等の管理・回収状況（実績等）や立替金債権等の償還総額等に関する情報・データを業務実績報告書で開示する。

## 《中期計画》

民事法律扶助制度は、弁護士・司法書士費用を立て替える制度であり、その実施のために国費が投入されていることから、財政負担を抑制しつつ、援助を必要とする国民等に適切にサービスを提供することが極めて重要であるとともに、回収した立替金等が将来の民事法律扶助の被援助者への立替金に充てられるという相互扶助の観点から立替金債権等の適切な管理・回収が極めて重要である。そのために、これまでに実施した取組の効果を検証の上、債権管理システムの導入によって得られたデータも活用するなどし、以下の取組を行う。

### (1) 効率的かつ効果的な立替金債権等の管理・回収方法の工夫

次の①から⑦の取組により、償還を要すべき者からの立替金債権等の回収に最大限努力して償還額の増加を図りつつ、他方で、事件の解決により財産的な利益を得られず、資力も回復していない生活保護受給者に係る立替金等、償還の見込みがない立替金債権等については、償却も含めてその処理を検討することによって債権管理コストの削減を図るなど、効率的で効果的な管理・回収を図る。

- ① 集中的に立替金債権等の管理・回収を行うための態勢を整備する。
- ② 償還率の高い地方事務所における取組を分析し、その長所をいかした全国一律の督促方針を立てて実施する。その実施に当たっては、年度ごと、地方事務所ごとに立替金債権等の管理・回収計画を策定し、毎年度、その管理・回収状況について検証した上、不断に必要な見直しを行う。
- ③ 援助開始時や償還開始時等における償還制度の説明を更に徹底するなどし、被援助者の償還に向けた意識付けを強化する。
- ④ 自動払込方法の多様化を図る。
- ⑤ 電話による督促を含め、被援助者との連絡を密にして、その生活状況等に応じた償還月額調整を行い、継続的な償還を図る。
- ⑥ コンビニエンスストアを利用した償還方法を整備するなどして、初期滞納の段階での回収の改善を図る。
- ⑦ 裁判所への支払督促の申立ての活用を図る。

### (2) 償還率の向上

回収見込みのある債権について、効率的かつ効果的に回収が行われたかについての検証が可能な指標として償還率(当該年度に償還されるべき要回収額に対する償還実績額の割合)を設定し、上記(1)の取組によって、前年度以上の向上に努める。

### (3) 立替金債権等の管理・回収状況の開示

**発生年度ごとの立替金債権等の管理・回収状況、立替金債権等の償還総額等の基本的なデータについて、業務実績報告書で明らかにする。**

(実績)

1 効率的かつ効果的な立替金債権等の管理・回収方法の工夫

(1) 第三期中期目標期間における償還実績額

償還を要すべき者からの立替金債権等の回収を効率的かつ効果的に実施し、償還額の増加を図りつつ、他方で、事件の解決により財産的な利益を得られず、資力も回復していない生活保護受給者等については立替金の免除を行った。

特に、次の(2)から(8)の取組により、立替金債権等の回収に成果を上げることができた。

(2) 本部における集中的な立替金債権の管理・回収の体制整備

ア 初期滞納者督促

第二期中期計画期間に引き続き、コンビニエンスストアでの支払を可能とした督促（以下「コンビニ督促」）を実施した。具体的には、初回滞納から12か月連続滞納までの被援助者に対し、コンビニ督促を発送した。

また、コンビニ督促発送者には、発送スケジュールと合わせて電話督促をおこなった。

イ 長期滞納者督促

長期滞納者への督促について、平成28年度からは6か月以上滞納から3か月以上滞納に対象範囲を拡大し、督促状を発送した。発送に当たっては、債権管理システムの機能を活用し、滞納ステージや個々の滞納者の属性（引落口座未手続者、振込入金者、高齢者など）を考慮した。

また、償還金滞納者から本部に問合せがあった際には、本部償還金口座を案内したり、払込取扱票を発送するなど、被援助者の生活状況に応じた柔軟な運用を行った。

ウ 期間限定督促

第2期中期計画期間に引き続き、ボーナス支給月に合わせ、初期滞納者を中心に督促の電話を実施した（7月、12月）。

また、電話督促強化週間として、年に2～4回、夜間督促を実施した。

エ 引落停止督促

ゆうちょ銀行以外の金融機関から引き落とされる被援助者に対し、3回連続滞納に伴い引落しが停止されることから、平成27年度より、この引落しを再開させる督促状を発送することとした。

オ 月額三倍未満督促

引き落とされなかった被援助者のうち、償還残額が毎月の償還額の3倍未満となった者に対し、間もなく完済になることを示して督促状を発送することとした。

#### カ 免除及びみなし消滅

民事法律扶助業務研修において、担当者に対し、免除手続きの周知徹底や取組事例の紹介などを行なった。

また、平成25年度からは、10年間償還がなされていない債権や、破産免責となった債権については、本部にて一括償却を実施した。

#### (3) 地方事務所ごとの立替金債権等の管理・回収計画の策定と実施

毎年、本部において基本的かつ統一的な債権管理・回収計画の骨子を作成し、全国の地方事務所に提示した。地方事務所においては、本部が提示した債権管理・回収計画の骨子を基に、地域の実情等を反映した具体的な債権管理・回収計画を策定し、実施した。

また、個々の被援助者の状況に応じて、様々な督促方法を連動させることの必要性や、長期滞納債権化抑制の重要性等を盛り込んで作成した「立替金債権管理回収の手引き」の内容をわかりやすくし、引き続き、全国一律の督促指針として地方事務所に配布し活用した。

さらに、地方事務所に対し、四半期ごとの支払予定額に対する償還実績額と償還割合のデータを周知し、償還状況について意識を持たせるようにした。

#### (4) 被援助者への償還の意識付け強化

地方事務所の担当職員を対象とした業務研修において、償還率の高い地方事務所における効果的な取組を紹介するなどした。これまでの実績等を踏まえ、長期滞納債権化の抑制や、被援助者の滞納状況や生活状況等に応じた様々な督促方法を連動させることの必要性・重要性等を説明し、担当者への償還意識付けの周知徹底を行った。

被援助者向けに償還の意義や償還方法等を記載した冊子「返済のしおり」を見直し、被援助者への償還制度の説明時における償還の意識付け強化ツールとして全ての地方事務所に配布した。地方事務所においては、援助開始時に「返済のしおり」を被援助者に交付するとともに、償還開始前に被援助者に個別に連絡するなどの対応をすることにより、償還制度の説明の徹底を図った。

ホームページにおいても、「法テラスをご利用中の方へ」を掲載し、償還金の趣旨や支払日・支払方法、Q&A等を掲載して、償還制度の説明を告知した。

#### (5) 自動払込方法の多様化

金融機関からの自動払込による償還については、ゆうちょ銀行口座から限定していたものを、平成 26 年 12 月から、ほぼすべての金融機関に拡大した。これに伴い、償還滞納者について、生活口座を引落口座に登録することを推進し、被援助者の利便性向上と償還金収入の確保を図った。

また、ゆうちょ銀行用とその他金融機関に分かれていた引落口座登録用紙を統一した。

さらに平成 27 年度以降の全国事務局長会議等において、生活用口座を引落口座に登録してもらうことの推進について、周知徹底を図った。

ブロック別協議会及び民事法律扶助業務研修においても、担当者への意識付けを行った。

(6) 被援助者の生活状況等に応じた継続的な償還の促進

電話督促等により被援助者との連絡を保ち、償還月額の工面が困難な事情が判明した被援助者に対しては、償還月額の変更や償還猶予・償還免除を行うなど、生活状況等に応じた対応を行った。

初期滞納者に対しては電話督促により早期に償還の意識付けを行った。長期滞納者に対しては、滞納期間に応じて、郵便督促、電話督促、支払督促の申立てを行うことによって償還の再開を促した。

ゆうちょ銀行以外の金融機関から引き落とされる被援助者に対し、引落停止督促の発送を行った。

これらの取組により、個々の被援助者の生活状況や償還状況を踏まえつつ、継続的な償還を図った。

(7) 初期滞納段階での回収の改善

コンビニ督促について、初回滞納及び 1 か月滞納者から、12 か月連続滞納者までを督促対象とした。

併せて、金融機関から償還金の初回及び 2 回連続引落しができずにコンビニ督促が行われた者に対する電話督促を、年間を通じて継続的に実施した。

また、自動引き落とし口座の登録がないものもコンビニ督促の対象として加えた。

さらに、被援助者の希望に応じ、コンビニエンスストアでの償還金支払いを可能とした。

これらの取組により、初期滞納者に対する早期督促に努め、継続的な支払いを働き掛けた結果、コンビニ督促による償還金回収の効果とともに、初期滞納者に対する償還への意識付けの強化と長期滞納債権化の防止という効果を得ることができた。

(8) 長期滞納者等への支払督促の申立て

平成 24 年度に、長期滞納者等に対して簡易裁判所への支払督促の申立てを試行的に実施したが、平成 25 年度からも継続して本格実施している。

## 2 償還率の向上

当該年度に償還されるべき要回収額に対する償還実績額の割合を把握するため、償還率を算出している。立替金回収に関する各種施策により、償還率は毎年、向上している。

## 3 立替金債権等の管理・回収状況の開示

当センター設立以降、年度ごとに発生した立替金債権額や管理回収状況等について提示している。

立替金債権の回収状況については、年数を経るごとに向上しており、償還割合等は着実に伸展している。

## (3) 立替金等の悪質な償還滞納者等への対応の構築

### 【中期目標】

地方事務所ごとに立替金等の悪質な償還滞納者等への対応が異なることがないように、本部において統一的な対応方針を策定し、各地方事務所へ周知・徹底を図るとともに、必要に応じて公表する。

### 《中期計画》

正当な理由なく償還金を滞納する利用者や民事法律扶助制度を濫用する利用者に対しては、契約を解除したり、再度の援助申込みについて援助不開始決定をするなど、本部において統一的な対応方針を策定する。その対応方針については、各地方事務所への周知を図るとともに、必要に応じて公表する。

### (実績)

立替金等の悪質な償還滞納者等への対応について、平成 26 年度から平成 27 年度にかけて、正当な理由なく償還金を滞納する利用者や民事法律扶助制度を濫用する利用者に対し、原則的に新たな援助を行わない等の統一的な対応方針を策定し、平成 27 年 1 月 13 日に各地方事務所に周知した。

さらに、運用上、新たな問題となった、過去に滞納があり、かつ、自己破産等の援助申込みをする者への対応についても、新たに方策を策定し、平成 27 年 10 月 9 日に周知した。

また、これまでの策定方針に基づく具体的な運用方法を定めた業務マニュアルを平成 29 年 3 月 6 日に各地方事務所に周知し、統一的な対応方針による運用を促進した。

#### (4) 財務内容の公表

##### 【中期目標】

財務内容の一層の透明性を確保する観点から、セグメント情報等の決算情報の公表の充実を図る。

##### 《中期計画》

財務内容について、一層の透明性を確保し、国民その他の利害関係者への説明責任を果たすため、支援センターの各事業のセグメント情報を事業報告書に記載する等、より分かりやすい形で決算情報の公表を行う。

(実績)

##### 1 セグメント情報の開示

従来の区分経理によるセグメント情報開示から一定の事業等のまとまり別のセグメント情報開示への展開がテーマとなったが、平成 27 年度までの業務実績報告書上における業務別セグメント情報開示の試みを通じて準備を進め、平成 28 年度から、情報提供業務や民事法律扶助業務、国選弁護業務等センターの事業のまとまりごとに財務諸表（附属明細）及び決算報告書を作成し、業務別セグメント情報の事業報告書への記載を実現し、平成 29 年度もこれを継続した。

##### 2 事業報告書における情報開示

事業報告書において、①前述の業務別セグメント情報を開示したほか、②貸借対照表、損益計算書及びキャッシュ・フロー計算書及び行政サービス実施コスト計算書の各データの経年比較をグラフ化することによる決算情報のビジュアル化、③決算情報と業務実績を関連付けて各業務における主な収入及び支出に関する経年比較を記載することによる開示情報の充実化等に継続的に取り組んだ。

#### (5) 予算、収支計画及び資金計画

平成 26 年度以降の予算、収支計画及び資金計画の状況については別紙のとおり。

(6) 短期借入金の限度額

《中期計画》

短期借入金の限度額は35億円とする。

この短期借入金は、運営費交付金等の資金の出入に時間差が生じた場合、その他不測の事態が生じた場合に充てるために用いるものとする。

(実績)

短期借入実績の該当なし。

(7) 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合の当該財産の処分に関する計画

該当なし。

(8) 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

該当なし。

(9) 剰余金の使途

《中期計画》

剰余金は、情報提供に関する業務の充実、制度周知徹底活動の充実及び職員研修の充実に充てる。

(実績)

該当なし。

5 その他法務省令で定める業務運営に関する事項

【中期目標】

(1) 認知度の向上に向けた取組の充実

支援センターが提供する法的サービスを必要とする者が支援センターの存在・役割を認知できるよう、窓口対応専門職員を活用するなどして地方公共団体等との連携を図りつつ、効率的かつ効果的に支援センターの認知度を高める。

(2) 業務運営の体制維持

利用者のニーズに機動的かつ柔軟に対応し、かつ、効率的で効果的な業務運営のために必要な人的・物的体制の維持を図る。

《中期計画》

(1) 認知度の向上に向けた取組の充実

#### ア 広報計画の策定等

基本方針、実施媒体等を盛り込んだ広報計画を各年度策定し、効率的かつ効果的な広報活動に取り組む。

また、広報活動に要した費用及びその効果について、アンケート調査結果等を参考にして事後に分析し、翌年度の広報計画に反映させる。

#### イ 効果の高い広報活動の実施

認知経路として上位を占めるテレビ広告、ホームページ等に加え、プレスリリース・記者説明会を機動的に開催する。また、情報伝達手段の多様化など社会の変化も踏まえ、ソーシャルネットワークサービス（SNS）等のメディア媒体を広報媒体として活用する。これらの取組によって、効果の高い広報活動を実施する。

#### ウ 関係機関との連携を通じた広報活動の実施

支援センターが提供する法的サービスを必要とする者が支援センターの存在や役割を認知できるよう、省庁、地方公共団体、福祉機関・団体等に対して支援センターの業務内容等を的確に伝え、認識を深めてもらうことにより、これら関係機関と連携した効果的な広報活動に努める。

#### エ 認知度の向上

支援センターがより多くの市民に利用され頼りにされる存在となるよう、上記アからウの方法により、支援センターの認知度を前年度以上に向上させるよう努める。

### (2) 施設・設備、人事に関する計画

既存業務の業務量の変動及び新規業務の追加による業務量の変動に応じた施設・設備・人的体制の確保を図る。

また、組織の活性化を図るため、国家公務員の人事評価制度に準じた評価制度などを活用しながら、能力主義に基づく的確な人事配置に取り組む。

(実績)

#### 1 認知度の向上に向けた取組の充実

##### (1) 広報計画の策定等

ア 本部において基本的な広報活動方針を策定し、これを踏まえ、地方事務所が担当地域における広報計画を作成するという一連のプロセスを通じて、本部・地方事務所の広報活動を可能な限り連動させることにより、効率的かつ効果的な広報活動に取り組んだ。具体的には、本部のプレスリリースとタイミングを合わせ、地方事務所においても

プレスリリースを実施したほか、街頭活動などの地域的な広報活動を実施した。

イ 認知度調査の結果を分析したところ、低所得者層、高齢者層及び女性の認知度は低く、また、認知経路としては、インターネット媒体からの割合が高いことが判明したので、この分析結果を踏まえ、低所得者層、高齢者層や女性が利用すると考えられる公共機関等への重点的なアプローチについて、本部で作成する広報活動方針に反映させるとともに、インターネットによる活発な情報配信を実施した。

## (2) 効果の高い広報活動の実施

### ア インターネット等を活用した広報

PC版、携帯電話版及びスマートフォン版のホームページを改修し、支援センターの業務案内や利用方法などをより一層分かりやすく改善した。

また、インターネット広告を活用し、支援センターを知らない層及び法的トラブルを抱えていながら支援センターの利用につながっていない層への広報に努めるとともに、認知度調査の結果を踏まえ、都道府県別の認知度が低調な地域に重点的にターゲティング広告を実施した。また、法律関連情報やイベント情報などをメールマガジン(月2回程度配信)やツイッター(毎日1回から3回程度配信)で配信した結果、ツイッターのフォロワー数は、13,225人(30年3月末日現在)に増加した。

### イ 震災法律援助事業の利用促進のための広報

岩手県、宮城県、福島県、山形県及び茨城県において、被災者に対する震災法律援助事業の利用促進を図るため、テレビ、新聞、インターネット広告を実施した結果、各地方における認知度は全国平均を超過した。

### ウ プレスリリースの実施

本部において関係機関と連携した施策などに関するプレスリリースを実施し、支援センターが報道される機会を増加させることを目的として、記者や論説委員との懇談会を行うなど、報道機関との接点作りにも取り組んだほか、地方事務所においても、本部のプレスリリースに合わせて地方の報道機関に対するプレスリリースを行い、地方事務所独自の取組についての情報を発信した。

### エ その他の広報

一般社団法人日本民営鉄道協会の協力を得て、同協会を通じ全国約50の鉄道会社の駅施設等にポスターを無料で掲出し、費用を抑えつつも効果的な広報活動を実施した。また、認知度が低調な地域の官公

庁（税務署、ハローワーク、年金事務所、法務局等）や図書館等へポスターの掲示、リーフレット、広報誌の備付けを依頼した。

(3) 関係機関との連携を通じた広報活動の実施

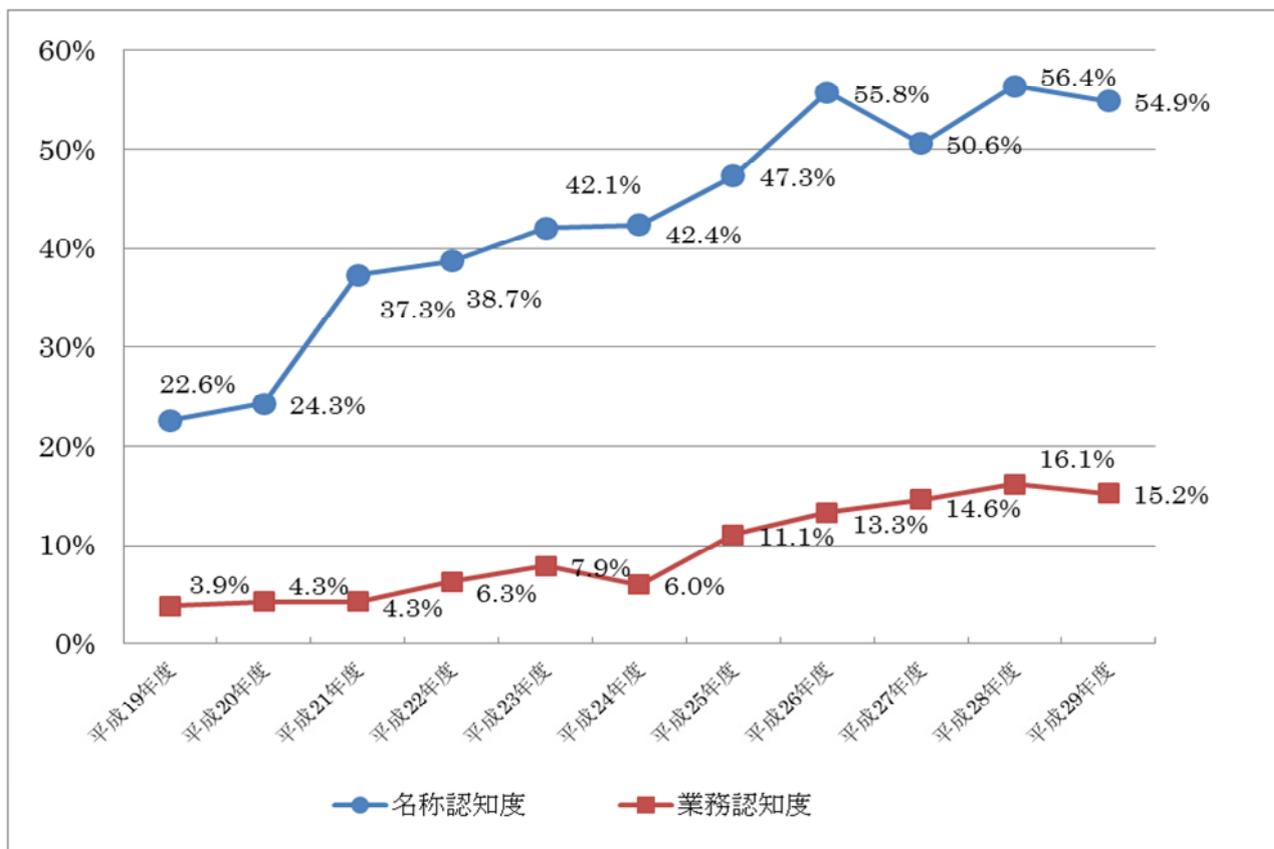
ア 法テラス白書（年1回発行・約720か所）、総合法律支援論叢（年1回ないし2回発行・約760か所）、広報誌「ほうてらす」（年4回発行・毎回約21,000か所）を関係機関、地方公共団体、大学、図書館等に配布した。なお、広報誌については、平成28年度に配布先等の見直しを行い、多くの一般市民に配布するべく、まとまった部数（10部ないし30部）の配布が見込まれる機関等を選定し、年3回・毎回約3,700か所とした。

イ 金融庁、日本弁護士連合会及び日本司法書士会連合会と連携し、「多重債務者相談強化キャンペーン」を実施し、地方事務所等にポスターを掲示した。

(4) 認知度の向上

認知度調査（サンプル数4,700）の結果、支援センターの認知度は定着しつつあり、平成29年度54.9パーセントまで上昇した（第2期中期目標最終年度（平成25年度）47.3%）。支援センターの業務内容を知っているという業務認知度も平成29年度15.2パーセントまで上昇（同11.1%）した。

○ 認知度の推移



2 施設・設備、人事に関する計画

(1) 人的体制の確保

ア 業務量の変動に応じた人員配置

毎年既存業務と新規業務追加による業務量の変化を適切に把握し、平成27年度には4月期及びその後の人事異動に向け、全事務所を対象とした業務量に応じた大規模な人員の再配置計画を策定し、これらに基づき人事異動を実施した。

イ 業務量の変動に応じた施設・設備の配置

職員の配置に合わせた備品整備を行うとともに、職員数又は業務量の増加に伴い事務所面積の拡張又は書棚等の設備の増設が必要となる場合には、レイアウト変更又は書類保管方法を工夫するなど、効率的なスペースの活用方策を講じたほか、これらの方策を講じても対応できない事務所又は耐震性に疑義があり、かつ、所有者による改善も期待できない等の事務所については、移転を実施するなど適切な整備を行った。

ウ 能力主義に基づく的確な人事配置

国家公務員の人事評価制度に準じた評価制度の段階的導入に向けた取組を着実に推進した。

平成26事業年度 決算報告書

○法人単位

(単位:百万円)

区 分	予算額 (A)	差 額 (B)-(A)	備 考
収 入			
前年度繰越金	-	456	(注1)
運営費交付金	15,507	-	
受託収入	18,593	△ 515	
補助金等収入	99	△ 31	(注2)
事業収入(民事法律扶助償還金収入を含む。)	11,592	△ 855	
事業外収入	82	△ 6	
計	45,873	△ 950	
支 出			
一般管理費(国選弁護人確保業務等に係る経費を除く。)	7,442	604	
うち人件費	5,106	115	
物件費	2,336	490	(注3)
事業経費	19,838	△ 2,023	
うち民事法律扶助事業経費	18,906	△ 1,920	(注4)
その他事業経費	932	△ 104	(注5)
受託経費	16,429	△ 363	
うち国選弁護人確保事業経費	13,303	△ 163	
被害者参加旅費等支給事業経費	29	△ 12	(注6)
国選弁護人確保業務等に係る一般管理費	3,097	△ 188	
うち人件費	2,571	△ 208	
物件費	526	20	
受託経費	2,164	△ 152	
うち日本弁護士連合会等委託支援事業経費	2,053	△ 151	
日本弁護士連合会等委託支援業務に係る一般管理費	111	△ 0	
うち人件費	92	-	
物件費	19	△ 0	
計	45,873	△ 1,934	

※各欄積算と合計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(注1)

前年度繰越金の内訳は、前中期目標期間繰越積立金の取崩分105百万円及び政府出資金351百万円である。

(注2)

補助金等収入の予算額と決算額の差は、寄附金収入の実績額が少なかったことなどによる。

(注3)

物件費の予算額と決算額の差は、事務所新設・移転等のための設備費用の支出が多かったことなどによる。

(注4)

民事法律扶助事業経費の予算額と決算額の差は、代理援助(東日本大震災法律援助事業による代理援助を含む。)の実績が少なかったことなどによる。

(注5)

その他事業経費の予算額と決算額の差は、司法過疎対策業務のための費用の支出が少なかったことなどによる。

(注6)

被害者参加旅費等支給事業経費の予算額と決算額の差は、実績件数が予算において想定された件数を下回ったことにより被害者参加旅費の支出が少なかったことなどによる。

(注7)

国選弁護人確保業務等勘定と一般勘定との間の経費配分が、損益計算書上の経費配分と異なるのは、国選弁護人確保業務等に関する国からの予算措置(委託費)の考え方(財務諸表の区分経理の考え方とは異なる。)を基礎として計上された予算額に対応する金額を決算額として計上していることによる。

平成26事業年度 収支計画

○法人単位

(単位:百万円)

区 分	計画額 (A)	実績額 (B)	差 額 (B)-(A)	備 考
費用の部	45,873	43,939	△ 1,934	
経常費用	45,873	43,939	△ 1,934	
事業経費	19,838	17,815	△ 2,023	
うち民事法律扶助事業経費	18,906	16,987	△ 1,920	(注1)
その他事業経費	932	828	△ 104	(注2)
一般管理費(国選弁護士確保業務等に係る経費を除く。)	7,442	8,046	604	
うち人件費	5,106	5,221	115	
物件費	2,336	2,825	490	(注3)
受託経費	16,429	16,066	△ 363	
うち国選弁護士確保事業経費	13,303	13,139	△ 163	
被害者参加旅費等支給事業経費	29	17	△ 12	(注4)
国選弁護士確保業務等に係る一般管理費	3,097	2,910	△ 188	
うち人件費	2,571	2,363	△ 208	
物件費	526	547	20	
受託経費	2,164	2,012	△ 152	
うち日本弁護士連合会等委託支援事業経費	2,053	1,902	△ 151	
日本弁護士連合会等委託支援業務に係る一般管理費	111	111	△ 0	
うち人件費	92	92	-	
物件費	19	19	△ 0	
減価償却費	-	-	-	
財務費用	-	-	-	
臨時損失	-	-	-	
収益の部	45,873	44,818	△ 1,055	
前年度繰越金	-	351	351	(注5)
運営費交付金	15,507	15,507	-	
受託収入	18,593	18,079	△ 515	
補助金等収入	99	68	△ 31	(注6)
事業収入(民事法律扶助償還金収入を含む。)	11,592	10,737	△ 855	
事業外収入	82	76	△ 6	
純利益	-	879	879	(注7)
目的積立金取崩	-	105	105	(注8)
総利益	-	984	984	

※各欄積算と合計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(注1)

民事法律扶助事業経費の計画額と実績額の差は、代理援助(東日本大震災法律援助事業による代理援助を含む。)の実績が少なかったことなどによる。

(注2)

その他事業経費の予算額と決算額の差は、司法過疎対策業務のための費用の支出が少なかったことなどによる。

(注3)

物件費の計画額と実績額の差は、事務所新設・移設等のための設備費用の支出が多かったことなどによる。

(注4)

被害者参加旅費等支給事業経費の予算額と決算額の差は、実績件数が予算において想定された件数を下回ったことにより被害者参加旅費の支出が少なかったことなどによる。

(注5)

前年度繰越金の内訳は、政府出資金351百万円である。

(注6)

補助金等収入の予算額と決算額の差は、寄附金収入の実績額が少なかったことなどによる。

(注7)

純利益は、収益(収入)から費用(支出)を差し引いたものであり、政府出資金(351百万円)を含んでいる。また、後の(注9)記載の事情により損益計算書上の純利益(純損失)とは性質が異なる。

(注8)

目的積立金取崩の内訳は、前中期目標期間繰越積立金の取崩分105百万円である。

(注9)

国選弁護士確保業務等勘定と一般勘定との間の経費配分が、損益計算書上の経費配分と異なるのは、国選弁護士確保業務等に関する国からの予算措置(委託費)の考え方(財務諸表の区分経理の考え方とは異なる。)を基礎として計上された計画額に対応する金額を実績額として計上していることによる。

平成26事業年度 資金計画

○法人単位

(単位:百万円)

区 分	計画額 (A)	実績額 (B)	差 額 (B)-(A)	備 考
資金支出	45,873	43,939	△ 1,934	
経常費用	45,873	43,939	△ 1,934	
業務活動による支出	45,873	43,939	△ 1,934	
投資活動による支出	-	-	-	
財務活動による支出	-	-	-	
次期中期目標の期間への繰越金	-	-	-	
資金収入	45,873	44,923	△ 950	
前年度繰越金	-	351	351	(注1)
業務活動による収入	45,873	44,467	△ 1,407	
運営費交付金による収入	15,507	15,507	-	
受託収入	18,593	18,079	△ 515	
その他の収入	11,773	10,881	△ 892	
投資活動による収入	-	-	-	
財務活動による収入	-	-	-	
前期中期目標期間よりの繰越	-	105	105	(注2)

※各欄積算と合計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(注1)

前年度繰越金の内訳は、政府出資金351百万円である。

(注2)

前期中期目標期間繰越積立金の取崩分105百万円である。

(注3)

国選弁護人確保業務等勘定と一般勘定との間の経費配分が、損益計算書上の経費配分と異なるのは、国選弁護人確保業務等に関する国からの予算措置(委託費)の考え方(財務諸表の区分経理の考え方とは異なる。)を基礎として計上された計画額に対応する金額を実績額として計上していることによる。

平成27事業年度 決算報告書

○法人単位

(単位:百万円)

区 分	予算額 (A)	決算額 (B)	差 額 (B)-(A)	備考
収 入				
前年度繰越金	-	778	778	(注1)
運営費交付金	15,206	15,206	-	
受託収入	18,476	17,230	△ 1,246	
補助金等収入	67	69	2	
事業収入(民事法律扶助償還金収入を含む。)	11,116	10,958	△ 159	
事業外収入	306	286	△ 19	
計	45,170	44,526	△ 644	
支 出				
一般管理費(国選弁護人確保業務等に係る経費を除く。)	7,848	7,911	63	
うち人件費	5,358	5,294	△ 65	
物件費	2,490	2,618	128	
事業経費	18,846	18,337	△ 509	
うち民事法律扶助事業経費	17,820	17,577	△ 243	
その他事業経費	1,026	759	△ 266	(注2)
受託経費	16,110	15,458	△ 652	
うち国選弁護人確保事業経費	12,757	12,483	△ 274	
被害者参加旅費等支給事業経費	51	19	△ 32	(注3)
国選弁護人確保業務等に係る一般管理費	3,302	2,955	△ 347	
うち人件費	2,702	2,413	△ 290	(注4)
物件費	600	543	△ 57	(注5)
受託経費	2,366	1,772	△ 594	
うち日本弁護士連合会等委託支援事業経費	2,253	1,659	△ 593	(注6)
日本弁護士連合会等委託支援業務に係る一般管理費	113	113	△ 0	
うち人件費	92	92	-	
物件費	21	21	△ 0	
計	45,170	43,477	△ 1,693	

※各欄積算と合計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(注1)

前年度繰越金の内訳は、運営費交付金の繰越分633百万円から事業外収入に充当することとされた206百万円を除いた427百万円及び政府出資金351百万円である。

(注2)

その他事業経費の予算額と決算額の差は、司法過疎対策業務のための費用の支出が少なかったことなどによる。

(注3)

被害者参加旅費等支給事業経費の予算額と決算額の差は、実績件数が予算において想定された件数を下回ったことにより被害者参加旅費の支出が少なかったことなどによる。

(注4)

人件費の予算額と決算額の差は、常勤弁護士の採用数が少なかったことなどによる。

(注5)

物件費の予算額と決算額の差は、調達内容及び方法の工夫により経費削減に努めたことなどによる。

(注6)

受託経費の予算額と決算額の差は、日弁連委託援助の実績が少なかったことによる。

(注7)

国選弁護人確保業務等勘定と一般勘定との間の収入及び経費の配分が、損益計算書上の収入及び経費の配分と異なるのは、国選弁護人確保業務等に関する国からの予算措置(委託費)の考え方(財務諸表の区分経理の考え方とは異なる。)を基礎として計上された予算額に対応する金額を決算額として計上していることによる。

平成27事業年度 収支計画

○法人単位

(単位:百万円)

区 分	計画額 (A)	実績額 (B)	差 額 (B)-(A)	備考
費用の部	45,170	43,477	△ 1,693	
経常費用	45,170	43,477	△ 1,693	
事業経費	18,846	18,337	△ 509	
うち民事法律扶助事業経費	17,820	17,577	△ 243	
その他事業経費	1,026	759	△ 266	(注1)
一般管理費(国選弁護士確保業務等に係る経費を除く。)	7,848	7,911	63	
うち人件費	5,358	5,294	△ 65	
物件費	2,490	2,618	128	
受託経費	16,110	15,458	△ 652	
うち国選弁護士確保事業経費	12,757	12,483	△ 274	
被害者参加旅費等支給事業経費	51	19	△ 32	(注2)
国選弁護士確保業務等に係る一般管理費	3,302	2,955	△ 347	
うち人件費	2,702	2,413	△ 290	(注3)
物件費	600	543	△ 57	(注4)
受託経費	2,366	1,772	△ 594	
うち日本弁護士連合会等委託支援事業経費	2,253	1,659	△ 593	(注5)
日本弁護士連合会等委託支援業務に係る一般管理費	113	113	△ 0	
うち人件費	92	92	-	
物件費	21	21	△ 0	
減価償却費	-	-	-	
財務費用	-	-	-	
臨時損失	-	-	-	
収益の部	45,170	44,526	△ 644	
前年度繰越金	-	778	778	(注6)
運営費交付金	15,206	15,206	-	
受託収入	18,476	17,230	△ 1,246	
補助金等収入	67	69	2	
事業収入(民事法律扶助償還金収入を含む。)	11,116	10,958	△ 159	
事業外収入	306	286	△ 19	
純利益	-	1,049	1,049	(注7)
目的積立金取崩	-	-	-	
総利益	-	1,049	1,049	

※各欄積算と合計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(注1)

その他事業経費の計画額と実績額の差は、司法過疎対策業務のための費用の支出が少なかったことなどによる。

(注2)

被害者参加旅費等支給事業経費の計画額と実績額の差は、実績件数が予算において想定された件数を下回ったことにより被害者参加旅費の支出が少なかったことなどによる。

(注3)

人件費の計画額と実績額の差は、常勤弁護士の採用数が少なかったことなどによる。

(注4)

物件費の計画額と実績額の差は、調達内容及び方法の工夫により経費削減に努めたことなどによる。

(注5)

日本弁護士連合会等委託支援事業経費及び受託収入の計画額と実績額の差は、日弁連委託援助の実績が少なかったことによる。

(注6)

前年度繰越金の内訳は、運営費交付金の繰越分633百万円から事業外収入に充当することとされた206百万円を除いた427百万円及び政府出資金351百万円である。

(注7)

純利益は、収益(収入)から費用(支出)を差し引いたものであり、政府出資金(351百万円)を含んでいる。また、後の(注8)記載の事情により損益計算書上の純利益(純損失)とは性質が異なる。

(注8)

国選弁護士確保業務等勘定と一般勘定との間の経費配分が、損益計算書上の経費配分と異なるのは、国選弁護士確保業務等に関する国からの予算措置(委託費)の考え方(財務諸表の区分経理の考え方とは異なる。)を基礎として計上された計画額に対応する金額を実績額として計上していることによる。

平成27事業年度 資金計画

○法人単位

(単位:百万円)

区 分	計画額 (A)	実績額 (B)	差 額 (B)-(A)	備考
資金支出	45,170	43,477	△ 1,693	
経常費用	45,170	43,477	△ 1,693	
業務活動による支出	45,170	43,477	△ 1,693	
投資活動による支出	-	-	-	
財務活動による支出	-	-	-	
次期中期目標の期間への繰越金	-	-	-	
資金収入	45,170	44,526	△ 644	
前年度繰越金	-	778	778	(注1)
業務活動による収入	45,170	43,749	△ 1,422	
運営費交付金による収入	15,206	15,206	-	
受託収入	18,476	17,230	△ 1,246	
その他の収入	11,489	11,313	△ 176	
投資活動による収入	-	-	-	
財務活動による収入	-	-	-	
前期中期目標の期間よりの繰越金	-	-	-	

※各欄積算と合計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(注1)

前年度繰越金の内訳は、運営費交付金の繰越分633百万円から事業外収入に充当することとされた206百万円を除いた427百万円及び政府出資金351百万円である。

(注2)

国選弁護人確保業務等勘定と一般勘定との間の経費配分が、損益計算書上の経費配分と異なるのは、国選弁護人確保業務等に関する国からの予算措置(委託費)の考え方(財務諸表の区分経理の考え方とは異なる。)を基礎として計上された計画額に対応する金額を実績額として計上していることによる。

平成28事業年度 決算報告書

法人単位

(単位:百万円)

区分	情報提供業務			民専法律扶助業務			国選弁護等関連業務			犯罪被害者支援業務			司法過疎対策業務			受託業務			共通			合計					
	予算額	決算額	差額	予算額	決算額	差額	備考	予算額	決算額	差額	備考	予算額	決算額	差額	備考	予算額	決算額	差額	備考	予算額	決算額	差額	備考				
収入																											
前年度繰越金	—	—	—	—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—	819	819	(注9)		
運営費交付金	970	911	△ 59	9,372	9,243	△ 129		—	—	—	325	296	△ 28	770	888	118 (注4)	—	—	—	3,680	3,778	98	—	—	—		
受託収入	—	—	—	—	—	—	13,874	13,709	△ 165		168	153	△ 15	1,060	861	△ 199 (注5)	2,315	1,738	△ 577 (注8)	—	—	—	18,382	17,411	△ 971		
補助金等収入	—	—	—	—	—	—	—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	51	69	18 (注10)	—	—	—		
事業収入	—	18	18 (注1)	10,451	11,212	761	—	—	—		—	—	—	468	239	△ 230 (注6)	—	—	—	—	—	—	10,920	11,469	549		
事業外収入	—	—	—	—	—	—	—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	313	300	△ 12	—	—	—		
計	970	929	△ 41	19,824	20,456	632	13,874	13,709	△ 165	493	449	△ 44	2,299	1,988	△ 311	2,315	1,738	△ 577	5,009	5,916	908	44,783	45,185	403			
支出																											
事業経費	341	328	△ 13	17,072	17,607	535	12,495	12,527	32	178	159	△ 19 (注9)	210	53	△ 157 (注7)	2,224	1,645	△ 579 (注8)	—	—	—	—	—	—	32,519	32,319	△ 201
一般管理費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3,951	3,503	△ 448 (注11)	3,951	3,503	△ 448 (注11)	—	—	—
人件費	629	603	△ 26	2,752	2,461	△ 291 (注2)	1,379	1,115	△ 265 (注2)	315	292	△ 23	2,089	1,630	△ 458 (注5)	92	92	—	1,057	1,720	662 (注2)	8,312	7,911	△ 401	—	—	—
計	970	931	△ 39	19,824	20,068	245	13,874	13,641	△ 232	493	451	△ 42	2,299	1,683	△ 615	2,315	1,736	△ 579	5,009	5,223	214	44,783	43,733	△ 1,050			

(注1) 事業収入の予算額と決算額の差は、被災者相談専門家派遣業務のための岩手県からの収入があったことによる。

(注2) 人件費の予算額と決算額の差は、当初各事業部門に配分していた予算の一部を管理部門に再配分したことなどによる。

(注3) 事業経費の予算額と決算額の差は、被害者支障に係るコールセンター運営経費の支出実績が少なかったことなどによる。

(注4) 運営費交付金の予算額と決算額の差は、当年度中に執行状況を踏まえて各セグメントへの運営費交付金予算配分を見直したことによる。

(注5) 受託収入及び人件費の予算額と決算額の差は、常勤弁護士の採用数が少なかったことなどによる。

(注6) 事業収入の予算額と決算額の差は、常勤弁護士による有償受任事業の収益計上の実績が少なかったことなどによる。

(注7) 事業経費の予算額と決算額の差は、常勤弁護士による事件処理経費の支出実績が少なかったことなどによる。

(注8) 受託収入及び事業経費の予算額と決算額の差は、日弁連委託援助の実績が少なかったことなどによる。

(注9) 前年度繰越金の内訳は、運営費交付金の繰越分698百万円から事業外収入に充当することとされた230百万円を除いた468百万円及び政府出資金351百万円である。

(注10) 補助金等収入の予算額と決算額の差は、香附金受入れの実績が多かったことなどによる。

(注11) 一般管理費の予算額と決算額の差は、調達の内容及び方法の工夫により経費削減に努めたことなどによる。

平成28事業年度 収支計画

法人単位

(単位:百万円)

区分	情報提供業務			民事法律扶助業務			国選弁護士等関連業務			犯罪被害者支援業務			司法過疎対策業務			受託業務			共通			合計			
	計画額	実績額	備考	計画額	実績額	備考	計画額	実績額	備考	計画額	実績額	備考	計画額	実績額	備考	計画額	実績額	備考	計画額	実績額	備考	計画額	実績額	備考	
費用の部	970	931	△ 39	19,824	20,068	245	13,874	13,641	△ 232	493	451	△ 42	2,299	1,683	△ 688	2,315	1,736	△ 579	5,009	5,223	214	44,783	43,733	△ 1,050	
經常費用	970	931	△ 39	19,824	20,068	245	13,874	13,641	△ 232	493	451	△ 42	2,299	1,683	△ 688	2,315	1,736	△ 579	5,009	5,223	214	44,783	43,733	△ 1,050	
事業経費	341	328	△ 13	17,072	17,607	535	12,495	12,527	32	178	159	△ 19 (注3)	210	53	△ 200 (注4)	2,224	1,645	△ 579 (注8)	—	—	—	32,519	32,319	△ 201	
一般管理費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3,951	3,503	△ 448 (注9)	3,951	3,503	△ 448 (注9)	
人件費	629	603	△ 26	2,752	2,461	△ 291 (注2)	1,379	1,115	△ 265 (注2)	315	292	△ 23	2,089	1,630	△ 459 (注5)	92	92	—	1,057	1,720	662 (注2)	8,312	7,911	△ 401	
減価償却費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
財務費用	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
臨時損失	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
収益の部	970	929	△ 41	19,824	20,456	632	13,874	13,709	△ 165	493	449	△ 44	2,299	1,988	△ 311	2,315	1,738	△ 577	5,009	5,916	908	44,783	45,185	403	
前期繰越金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	819	819	819	819 (注10)	
運営費交付金	970	911	△ 59	9,372	9,243	△ 129	—	—	—	325	296	△ 28	770	888	118 (注6)	—	—	—	3,680	3,778	98	15,117	15,117	—	
受託収入	—	—	—	—	—	—	13,874	13,709	△ 165	168	153	△ 15	1,060	861	△ 199 (注5)	2,315	1,738	△ 577 (注8)	965	950	△ 15	18,382	17,411	△ 971	
補助金等収入	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	51	69	18 (注11)	51	69	18 (注11)	
事業収入	—	18	△ 18 (注1)	10,451	11,212	761	—	—	—	—	—	—	468	239	△ 230 (注7)	—	—	—	—	—	—	10,920	11,469	549	
事業外収入	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	313	300	△ 12	313	300	△ 12	
純利益	—	△ 1	△ 1	—	387	387	—	67	67	—	△ 2	△ 2	—	305	305	—	2	2	—	—	694	694	—	1,452	1,452 (注12)
目的積立金取崩額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
総利益	—	△ 1	△ 1	—	387	387	—	67	67	—	△ 2	△ 2	—	305	305	—	2	2	—	—	694	694	—	1,452	1,452

(注1) 事業収入の計画額と実績額の差は、被災者相談専門家派遣業務のための岩手県からの収入があったことによる。

(注2) 人件費の計画額と実績額の差は、当初各事業部門に配分していた予算の一部を管理部門に再配分したことなどによる。

(注3) 事業経費の計画額と実績額の差は、被害者支援に係るコールセンター運営経費の支出実績が少なかったことなどによる。

(注4) 事業経費の計画額と実績額の差は、常勤弁護士による事件処理経費の支出実績が少なかったことなどによる。

(注5) 人件費及び受託収入の計画額と実績額の差は、常勤弁護士の採用数が少なかったことなどによる。

(注6) 運営費交付金の計画額と実績額の差は、当年度中に執行状況を踏まえて各セグメントへの運営費交付金予算配分を見直したことによる。

(注7) 事業収入の計画額と実績額の差は、日弁連委託探助の実績が少なかったことなどによる。

(注8) 事業経費及び受託収入の計画額と実績額の差は、調達内容及び方法の工夫により経費削減に努めたことなどによる。

(注9) 一般管理費の計画額と実績額の差は、運営費交付金の繰越分698万円から事業外収入に充当することとされた230万円を除いた468百万円及び政府出資金351百万円である。

(注10) 前期繰越金の内訳は、運営費交付金の繰越分698万円から事業外収入に充当することとされた230万円を除いた468百万円及び政府出資金351百万円である。

(注11) 補助金等収入の計画額と実績額の差は、寄附金受入れの実績が多かったことなどによる。

(注12) 純利益は、収益(収入)から費用(支出)を差し引いたものであり、政府出資金(351百万円)を含んでいない。損益計算書上の純利益(純損失)とは性質が異なる。

平成28事業年度 資金計画

法人単位

(単位:百万円)

区分	情報提供業務		民事法律扶助業務		国連弁護等関連業務		犯罪被害者支援業務		司法過疎対策業務		受託業務		共通		合計				
	計画額	実績額	差額	備考	計画額	実績額	差額	備考	計画額	実績額	差額	備考	計画額	実績額	差額	備考			
資金支出	970	931	△ 39		19,824	20,068	245		13,874	13,641	△ 232		493	451	△ 42		44,783	43,733	△ 1,050
経常費用	970	931	△ 39		19,824	20,068	245		13,874	13,641	△ 232		493	451	△ 42		44,783	43,733	△ 1,050
業務活動による支出	970	931	△ 39		19,824	20,068	245		13,874	13,641	△ 232		493	451	△ 42		44,783	43,733	△ 1,050
投資活動による支出	—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—
財務活動による支出	—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—
次期中期目標の期間への繰越金	—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—
資金収入	970	929	△ 41		19,824	20,456	632		13,874	13,709	△ 165		493	449	△ 44		44,783	45,185	402
前年度繰越金	—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	819	819 (注6)
業務活動による収入	970	929	△ 41		19,824	20,456	632		13,874	13,709	△ 165		493	449	△ 44		44,783	44,366	△ 417
運営費交付金による収入	970	911	△ 59		9,372	9,243	△ 129		—	—	—		325	296	△ 28		15,117	15,117	—
受託収入	—	—	—		—	—	—		13,874	13,709	△ 165		168	153	△ 15		18,382	17,411	△ 971
その他の収入	—	18	(注1)		10,451	11,212	761		—	—	—		468	239	△ 230 (注4)		11,284	11,838	554
投資活動による収入	—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—
財務活動による収入	—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—
前期中期目標の期間よりの繰越金	—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—

(注1) その他収入の計画額と実績額の差は、被災者相談専門家派遣業務のための岩手県からの収入があったことによる。

(注2) 業務活動による支出及び受託収入の計画額と実績額の差は、常勤弁護士による事件処理経費の支出実績が少なかったことなどによる。

(注3) 運営費交付金による収入の計画額と実績額の差は、当年度中に執行状況を踏まえて各セグメントへの運営費交付金予算配分を見直したことによる。

(注4) その他の収入の計画額と実績額の差は、常勤弁護士による有償受任事業の収益計上の実績が少なかったことによる。

(注5) 業務活動による支出及び受託収入の計画額と実績額の差は、日弁連委託援助の実績が少なかったことによる。

(注6) 前年度繰越金の内訳は、運営費交付金の繰越分698百万円からその他の収入に充当することとされた230百万円及び政府出資金351百万円である。

平成29事業年度 決算報告書

法人単位

(単位:百万円)

区分	情報提供業務			民事法律扶助業務			国選弁護等関連業務			犯罪被害者支援業務			司法過疎対策業務			受託業務			共通			合計			
	予算額	決算額	差額	備考	予算額	決算額	差額	備考	予算額	決算額	差額	備考	予算額	決算額	差額	備考	予算額	決算額	差額	備考	予算額	決算額	差額	備考	
収入																									
前年度繰越金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
運営費交付金	1,002	912 △ 89	—	—	9,338	9,819	481	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
受託収入	—	—	—	—	—	—	—	—	—	13,254	13,338	83	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
補助金等収入	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
事業収入	—	13	13 (注1)	—	10,780	11,624	844	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
事業外収入	13	13	—	—	88	88	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
計	1,015	939 △ 76	—	—	20,206	21,531	1,325	—	—	13,254	13,338	83	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
支出																									
事業経費	393	350 △ 42 (注2)	—	—	17,481	18,576	1,094	—	—	11,894	12,219	325	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
一般管理費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
人件費	622	590 △ 32	—	—	2,725	2,351 △ 374 (注3)	—	—	—	1,361	970 △ 390 (注3)	311	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
計	1,015	940 △ 75	—	—	20,206	20,927	721	—	—	13,254	13,190	△ 65	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	

(注1) 事業収入の予算額と決算額の差は、被災者相談専門家派遣業務のための岩手県からの収入があったことによる。

(注2) 事業経費の予算額と決算額の差は、コールセンター運営経費の支出実績が少なかったことによる。

(注3) 人件費の予算額と決算額の差は、当初各事業部門に配分していた予算の一部を管理部門に再配分したことなどによる。

(注4) 運営費交付金の予算額と決算額の差は、当年度中に執行状況を踏まえて各セグメントへの運営費交付金予算配分を見直したことによる。

(注5) 受託収入及び事業経費の予算額と決算額の差は、被害者国選・被害者参加旅費支給業務の支出実績が少なかったことなどによる。

(注6) 受託収入及び人件費の予算額と決算額の差は、常勤弁護士による有償委任事業の採用数が少なかったことなどによる。

(注7) 事業収入の予算額と決算額の差は、常勤弁護士による有償委任事業の収益計上の実績が少なかったことによる。

(注8) 事業経費の予算額と決算額の差は、常勤弁護士による事件処理経費の支出実績が少なかったことによる。

(注9) 受託収入及び事業経費の予算額と決算額の差は、日弁連委託報酬の実績が少なかったことによる。

(注10) 前年度繰越金の内訳は、運営費交付金の繰越分1080百万円から事業外収入に充当することとされた211百万円を除いた869百万円及び政府出資金351百万円である。

平成29事業年度 収支計画

法人単位

(単位:百万円)

区分	情報提供業務			民事法律扶助業務			国選弁護士等関連業務			犯罪被害者支援業務			司法過疎対策業務			受託業務			共通			合計					
	計画額	実績額	備考	計画額	実績額	備考	計画額	実績額	備考	計画額	実績額	備考	計画額	実績額	備考	計画額	実績額	備考	計画額	実績額	備考	計画額	実績額	備考	計画額	実績額	備考
費用の部	1,015	940	△ 75	20,206	20,927	721	13,254	13,190	△ 65	476	406	△ 70	2,332	1,847	△ 485	2,204	1,686	△ 517	5,096	5,386	290	44,583	44,382	△ 201	44,583	44,382	△ 201
經常費用	1,015	940	△ 75	20,206	20,927	721	13,254	13,190	△ 65	476	406	△ 70	2,332	1,847	△ 485	2,204	1,686	△ 517	5,096	5,386	290	44,583	44,382	△ 201	44,583	44,382	△ 201
事業経費	393	350	△ 42 (注1)	17,481	18,576	1,094	11,894	12,219	325	165	141	△ 25 (注4)	202	46	△ 156 (注6)	2,114	1,596	△ 517 (注9)	—	—	—	32,249	32,928	680	32,249	32,928	680
一般管理費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	4,003	3,717	△ 286	4,003	3,717	△ 286	4,003	3,717	△ 286
人件費	622	590	△ 32	2,725	2,351	△ 374 (注3)	1,361	970	△ 390 (注3)	311	266	△ 45 (注3)	2,130	1,801	△ 329 (注7)	90	90	—	1,093	1,669	576 (注3)	8,331	7,737	△ 595	8,331	7,737	△ 595
減価償却費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
財務費用	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
臨時損失	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
収益の部	1,015	939	△ 76	20,206	21,531	1,325	13,254	13,338	83	476	406	△ 70	2,332	2,042	△ 290	2,204	1,689	△ 515	5,096	5,866	770	44,583	45,811	1,228	44,583	45,811	1,228
前年度繰越金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,220 (注10)	—	—	—	1,220	1,220	(注10)
運営費交付金	1,002	912	△ 89	9,338	9,819	481	—	—	—	309	265	△ 44 (注5)	848	833	85 (注5)	—	—	—	3,900	3,467	△ 433 (注5)	15,396	15,396	—	15,396	15,396	—
受託収入	—	—	—	—	—	—	13,254	13,338	83	167	141	△ 26 (注4)	1,084	887	△ 197 (注7)	2,204	1,689	△ 515 (注9)	973	960	△ 13	17,682	17,014	△ 667	17,682	17,014	△ 667
補助金等収入	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	44	46	2	44	46	2	44	46	2
事業収入	—	13	13 (注2)	10,780	11,624	844	—	—	—	0	0	0	401	222	△ 179 (注8)	—	—	—	—	—	—	11,180	11,859	679	11,180	11,859	679
事業外収入	13	13	—	88	88	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	179	174	△ 5	281	275	△ 5	281	275	△ 5
純利益	—	△ 1	△ 1	—	604	604	—	148	148	—	0	0	—	195	195	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
目的積立金取崩額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
総利益	—	△ 1	△ 1	—	604	604	—	148	148	—	0	0	—	195	195	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(注1) 事業経費の計画額と実績額の差は、コールセンター運営経費の支出実績が少なかったことによる。

(注2) 事業収入の計画額と実績額の差は、被災者相談専門家派遣業務のための岩手県からの収入があったことによる。

(注3) 人件費の計画額と実績額の差は、当初各事業部門に配分していた予算の一部を管理部門に再配分したことなどによる。

(注4) 事業経費及び受託収入の計画額と実績額の差は、被害者国選・被害者参加旅費支給業務の支出実績が少なかったことなどによる。

(注5) 運営費交付金の計画額と実績額の差は、当年度中に執行状況を踏まえて各セグメントへの運営費交付金予算配分を見直したことによる。

(注6) 事業経費の計画額と実績額の差は、常勤弁護士の採用数が少なかったことによる。

(注7) 人件費及び受託収入の計画額と実績額の差は、常勤弁護士の採用数が少なかったことなどによる。

(注8) 事業収入の計画額と実績額の差は、常勤弁護士による有償受任事業の収益計上の実績が少なかったことによる。

(注9) 事業経費及び受託収入の計画額と実績額の差は、日弁連委託援助の実績が少なかったことによる。

(注10) 前年度繰越金の内訳は、運営費交付金の繰越分1080百万円から事業外収入に充当することとされた211百万円を除いた869百万円及び政府出資金351百万円である。

(注11) 純利益は、収益(収入)から費用(支出)を差し引いたものであり、政府出資金(351百万円)を含んでいる。損益計算書上の純利益(純損失)とは性質が異なる。

平成29事業年度 資金計画

法人単位

(単位:百万円)

区分	情報提供業務		民事法律扶助業務		国選弁護等関連業務		犯罪被害者支援業務		司法過疎対策業務		受託業務		共通		合計	
	計画額	実績額	計画額	実績額	計画額	実績額	計画額	実績額	計画額	実績額	計画額	実績額	計画額	実績額	計画額	実績額
資金支出	1,015	940 △ 75	20,206	20,927 721	13,254	13,190 △ 65	476	406 △ 70	2,332	1,847 △ 485	2,204	1,686 △ 517	5,096	5,386 290	44,583	44,382 △ 201
経常費用	1,015	940 △ 75	20,206	20,927 721	13,254	13,190 △ 65	476	406 △ 70	2,332	1,847 △ 485	2,204	1,686 △ 517	5,096	5,386 290	44,583	44,382 △ 201
業務活動による支出	1,015	940 △ 75	20,206	20,927 721	13,254	13,190 △ 65	476	406 △ 70 (注2)	2,332	1,847 △ 485 (注4)	2,204	1,686 △ 517 (注6)	5,096	5,386 290	44,583	44,382 △ 201
投資活動による支出	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
財務活動による支出	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
次期中期目標の期間への繰越金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
資金収入	1,015	939 △ 76	20,206	21,531 1,325	13,254	13,338 83	476	406 △ 70	2,332	2,042 △ 290	2,204	1,689 △ 515	5,096	5,866 770	44,583	45,811 1,228
前年度繰越金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,220 (注7)	—	1,220 (注7)
業務活動による収入	1,015	939 △ 76	20,206	21,531 1,325	13,254	13,338 83	476	406 △ 70	2,332	2,042 △ 290	2,204	1,689 △ 515	5,096	4,647 △ 449	44,583	44,591 8
運営費交付金による収入	1,002	912 △ 89	9,338	9,819 481	—	—	309	265 △ 44 (注3)	848	933 85 (注3)	—	—	3,900	3,467 △ 433 (注3)	15,396	15,396
受託収入	—	—	—	—	13,254	13,338 83	167	141 △ 26 (注2)	1,084	887 △ 197 (注4)	2,204	1,689 △ 515 (注6)	973	960 △ 13	17,682	17,014 △ 667
その他の収入	13	27 13 (注1)	10,868	11,712 844	—	—	0	0	401	222 △ 179 (注5)	—	—	224	220 △ 3	11,505	12,181 675
投資活動による収入	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
財務活動による収入	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
前期中期目標の期間よりの繰越金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(注1) その他の収入の計画額と実績額の差は、被災者相談専門家派遣業務のための岩手県からの収入があったことによる。

(注2) 業務活動による支出及び受託収入の計画額と実績額の差は、被害者国選・被害者参加旅費支給業務の支出実績が少なかったことなどによる。

(注3) 運営費交付金による収入の計画額と実績額の差は、当年度中に執行状況を踏まえて各セグメントへの運営費交付金予算配分を見直したことによる。

(注4) 業務活動による支出と受託収入の計画額と実績額の差は、常勤弁護士を採用数が少なかったことによる。

(注5) その他の収入の計画額と実績額の差は、常勤弁護士による有償受任事業の収益計上の実績が少なかったことによる。

(注6) 業務活動による支出及び受託収入の計画額と実績額の差は、日弁連委託援助の実績が少なかったことによる。

(注7) 前年度繰越金の内訳は、運営費交付金の繰越分1080百万円からその他の収入に充当することとされた211百万円を除いた869百万円及び政府出資金351百万円である。